

平成 28 年 第 3 回

高森町議会 9 月定例会会議録

平成 28 年 9 月 8 日 開会

平成 28 年 9 月 16 日 閉会



高 森 町 議 会

9月8日（木）

（第1日）

平成28年第3回高森町議会定例会（第1号）

平成28年9月8日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

8 番 本田 生一君

10 番 佐伯 金也君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （9日間）

自 平成28年9月 8日

至 平成28年9月16日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
9月 8日（木）	本会議	提案・説明・質疑・付託
9月 9日（金）	休 会	総務常任委員会
9月10日（土）	休 会	
9月11日（日）	休 会	
9月12日（月）	休 会	文教厚生常任委員会
9月13日（火）	休 会	建設経済常任委員会
9月14日（水）	休 会	地方創生委員会・災害対策特別委員会
9月15日（木）	本会議	一般質問
9月16日（金）	本会議	委員長報告・採決

日程第 3 認定第 1号 平成27年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

日程第 4 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第 5 議案第53号 平成28年度高森町一般会計補正予算について

- 日程第 6 議案第 5 4 号 平成 2 8 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 7 議案第 5 5 号 平成 2 8 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第 8 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第 1 0 議案第 5 8 号 平成 2 8 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について
- 日程第 1 1 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
1 0 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (1 9 名)

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
代表 監 査 員	有 働 和 幸 君	総 務 課 長	佐 藤 武 文 君
生活環境課長	松 本 満 夫 君	政策推進課長	馬 原 恵 介 君
住民福祉課長	安 藤 吉 孝 君	健康推進課長	阿 南 一 也 君
税 務 課 長	佐 伯 実 君	農林政策課長	後 藤 健 一 君
建 設 課 長	沼 田 勝 之 君	会 計 課 長	河 崎 みゆき 君
たからポイントチャンネル事務局長	東 幸 祐 君	監査委員事務局長	安 方 含 君
生活環境課審議員	田 上 浩 尚 君	政策推進課審議員	橋 本 俊太郎 君
教育委員会審議員	堺 昭 博 君	総務課課長補佐	岩 下 徹 君
総務課総務係長	岩 下 雅 広 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 佐藤 幸一 君 議会事務局庶務係長 山田 耕生 君

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ち、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

本日は、平成28年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私御多忙のところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、熊本地震より約5カ月を迎えつつあります。御承知のように、阿蘇地域、特に南阿蘇または西原村、阿蘇市と甚大な被害が出た自治体では、早くも第2ステージに入って、住民の生活環境のところ、このところをしっかりと積み上げていかなければいけないのではないかという、一つの大きな課題に向かっているところでございます。高森町といたしましては、被害が極めて少なかったということは御承知のとおりでございますが、やはり大きな一つの住民の生活を厳しくしている状況というのは道路の状況ではないのかなというふうに考えております。また、鉄道もしっかりであるかというふうに考えております。御承知のように、俵山トンネル年内開通を目指しております。順調に進んでおります。また、国道57号線に関しましても、国、県一緒になって、できるだけ早く土砂を全部なくしてしまいたいという思いは、私たち阿蘇の自治体も全てどこも同じ意見であるというふうに思っております。高森町が隣接します国道325号線上の阿蘇大橋、建て替えを決めました。そういう中で、やはり将来は単に復旧するのではなく、創造的な復旧ということを熊本県知事自身もおっしゃっておりますので、県としっかり話を進めながら、当然、国をお願いをして、直轄事業ですので、しっかりした形を阿蘇の住民の皆さまに御提示できればというふうに考えております。

また、南阿蘇鉄道に関しましては精力的に動いております。しかしながら、何回も申し上げますように民間の会社ですので、これから先が非常にたいへんなハードルがあるというふうに考えておるところでございますが、1日でも早く皆さまにしっかりした決定事項をお知らせできるように、努力を続けていく所存でございます。

また、高森町で被災を受けられた皆さまにおかれましては、それぞれ個別の御相談等々も役場職員も丁寧に対応しているところでございます。それと同時に、今年は例年になく気圧配置によってかなり暑い夏が続きまして、盆以降に台風がいくつも発生しておるところでございます。東北や北海道に大きな被害を与えたところでございますが、やはり、どの全国自治体も熊本地震をまた一つ参考にしていただいて、

防災の体制を構築しなければいけないというコメントを出されてるところでございます。現在のところ、当高森町においては台風被害はほとんどございません。このまま、特に収穫ですので、これをしっかり迎えられることを祈っておる次第でございます。

また、8月は各議員さんも各地域での納涼祭、お祭り等のイベントが行われたわけでございますが、今年は特にお祭りが始まって以来、初めて開催日を変更して行われた風鎮祭には「南阿蘇地域で」という合い言葉で、南阿蘇村の方がたくさん遊びにお見えになっていただきましたので、ある意味、私はすばらしい主旨であったし、それは形としていいことであったなというふうに思っております。

また、9月は敬老会、そして運動会等々たくさん地域の方にお世話になって開催をするわけでございます。また、議会議員の皆さまにも、それぞれの会でお世話になることでございます。

そして、一つだけ御挨拶の中で申し上げたいことがございますが、例年にない国の予算の補正予算、経済対策も含めまして違う形で動いております。パターンが違う、バージョンが違う、私が知ってる限りでは、非常に四つ目の新しいバージョンだなというふうに私自身の経験上は思っておりますが、たいへん、熊本地震にしましては当然復旧をすると、熊本県としては復旧のみということで進んでおりますので、被災がなかった自治体の通常の施策であったり、通常の予定されてる工程に関しては、大幅な私はズレが出てくるのは、これは当たり前だし仕方ない部分もありますが、しかしながら、できるだけ通常通り行えるように努力を職員とともにやっていく次第でございますので、その節は御協力、御理解のほどを賜りたいというふうに思っております。

さて、本定例会で御提案申し上げますのは、認定報告それぞれ1件、各会計の補正予算に係る議案6件でございます。御審議の上、よろしく御決定賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成28年第3回高森町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

なお、教育委員会事務局長、阿部恭二君、農林政策課審議員、古澤要介君からは欠席届がっておりますので報告いたしておきます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 本田生一君、10番 佐伯金也君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されておりました平成28年第3回高森町議会定例会の会期につきましては、本日9月8日から9月16日までの9日間と決定しております。以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月16日までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 認定第1号 平成27年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（田上更生君） 日程第3、認定第1号、平成27年度高森町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本件について、代表監査員の審査報告を求めます。代表監査員 有働和幸君。

○代表監査員（有働和幸君） おはようございます。監査員の有働でございます。よろしくお願いたします。

ただいまから、先に配付いたしておきました審査意見書に基づきまして、できるだけ簡潔に申し上げたいと思っておりますので、どうぞごゆっくり御観覧いただければ幸いかと存じます。

平成27年度高森町各会計決算及び財産の運用審査に当たっては、興柶壽一監査員とともに、また補助者として安方事務局長を従え、11日間にわたり決算審査を行いました。

では1ページの3に入ります。審査の方法といたしましては、地方自治法第23

3条第2項の規定により、町長から提出された平成27年度歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用に関する調書について、①決算の計数は正確であるか。②予算の執行が適正かつ効率的に行われたか。③財政運営が健全であるか。などに主眼を置き、また公有財産、基金、物品の管理についても留意しながら、帳票、証票精査するとともに、必要な資料の提出とあわせて担当職員の説明を求め、審査を実施いたしました。

次、2ページをお開きください。第2に審査の結果でございます。平成27年度一般会計及び特別会計の決算額は、第1表のとおりであります。審査に当たっては、前述の手続きにより詳細に審査したが違法な点は見受けられず、かつ関係諸帳簿、証拠書類等合致しており、決算計数は正確であることを確認いたしました。また、予算の執行及び収入支出事務の処理については、適正であることを認めました。第1表が歳入歳出決算額状況でございます。表の説明は省かせていただきます。

第1一般会計から入ります。歳入について。歳入決算額の状況並びに自主財源、依存財源については、第2表及び第3表のとおりであります。歳入総額は48億6,902万8,000円で、その主なものは次のとおりでございます。内容説明は省きます。主な歳入について、款別に前年度と増減状況を見ると次のとおりでございます。歳入総額において5億9,065万6,000円、率にして10.8%の減となっております。自主財源は前年度に比べ9,772万7,000円の増となっております。依存財源は前年度に比べ6億8,838万3,000円の減となっております。歳入の執行状況は次のとおりでございます。

次、6ページをお開きください。款の町税は調定額5億9,924万3,000円に対し、収入済額5億5,161万9,000円、不納欠損額547万8,000円、収入未済額4,214万7,000円で、収納率は92.1%、前年が90.3%でございました。収入済額については前年度と比べ1,480万6,000円の減であり、主な減額分は町民税でありまして、これは固定資産税であります。中ほど飛ばしまして、不納欠損処分については、平成27年度町税全額547万8,000円、平成26年度が15万2,000円となっております。前年度に比べると532万6,000円の増であります。徴収事務については、景気後退等の影響で現状はたいへん厳しいものがあり、職員の苦労は並々ならぬものがあると推察いたしますが、今後もさらなる徴収の強化、合理的な徴収体制の構築等、なお一層、徴収努力により自主財源の確保に邁進されることを強く望みます。また、税の賦課徴収の公平性を期する上からも、町税徴収における諸問題については関係各課が連携を密にし、早

急なる問題解決を図り、税行政に対し町民が不快感を抱かないよう、賦課徴収事務に一層の努力をされたい。町税の決算額状況及び町税の収納状況は、第4表、5表のとおりでございます。

次は8ページにまいります。第1款地方交付税は普通交付税20億1,402万7,000円と、特別交付税1億6,511万1,000円の合計で、21億7,913万8,000円で、決算構成比は44.8%でございます。前年度に比べ6,907万2,000円の増となっております。自主財源に乏しい本町にとっては貴重な一般財源であることは間違いございません。

第14款、国庫支出金。調定額、収入済額共に5億1,769万4,000円で、前年度に比べ3,731万2,000円、7.8%の増であります。増の主たる要因は地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金によるものであります。

15款以下につきましては説明を省きます。

歳出に入ります。歳出決算額は46億8,676万4,000円で、第6表のとおりでございます。前年度に比べ6億2,778万8,000円、率にして11.8%の減となっております。その主たる内容は次のとおりでございます。説明を省きます。

10ページをお開きください。款12諸支出金は財政調整基金、ふるさと応援基金の増により、前年度に比べ2億6,145万6,000円の増となっております。

次、表が目的別歳出決算額状況でございます。①の不用額に入ります。本年度の不用額は7,680万5,000円で、前年度1億5,843万5,000円と比較して8,163万円の減であります。予備費を除いた不要額は7,386万5,000円で、大部分が執行残によるものであるが、先に予測できない修繕費や扶助費等を除けば、補正による対応で不用額を減らす努力も必要である。したがって、予算流用については十分留意されたいと思います。

2番目に、次の11ページです。予備費充用については違法な充用は見受けられず、やむを得ないものであったと思われれます。予備費を充用された件数のうち大部分は自然災害に関する復旧等であり、やむを得ないと判断いたしました。

次は(3)収支の状況でございます。最近3カ年間の収支の状況は第8章のとおりであります。平成27年度の実施収支は9,480万7,000円です。また、平成27年度の単年度収支は127万7,000円で、基金積立金2億1,791万4,000円をプラスし、基金取崩し6,000万円をマイナスした実質単年度収支は1億5,911万9,000円となっております。

次、12ページをお願いします。第8表は御覧ください。

それから(4)です。財政運用について、理想的な財政運営とは財政の健全性を確保し、限られた財源を最も効率的に活用し、住民福祉の向上を図ることにある。理想的な財政運営を行うためには、その時代の要望に対応した行政目的の実現に最適なものであることが必要となるが、その財政運営の分析するに当たっては次の原則がございます。一つが計画性、二つが弾力性、三つ目に積極性があげられるが、以下、これら三つの観点から普通会計に係る財政運営について、総合的な検証の結果は次のとおりである。なお、詳細については割愛するが、第9表、財政諸指数の推移を見ると、過去3カ年と比較していずれも好転しており、なお一層の積極的な確実な財政運営を期待するものであります。

次、13ページに入ります。財政諸指数の推移とありますが、この表は御覧ください。

次(ア)でございます。収支均衡の原則計画性、財政の健全確保の点からは、まず実質収支額が黒字であるということが必須要件であるが、その黒字額は標準財政規模の3%から5%が望ましいとされております。本町の場合は、第9表、第10表のとおりでございます。

次、14ページをお開きください。財政構造の弾力性については、財政構造の弾力性は経常収支比率により判断できる。本町の経常収支比率は第9表のとおりであります。以下、省きまして中ほどに入ります。実質交際費比率が18%以上となる地方自治体は、地方債を発行するときに国の許可が必要になる。さらに、25%以上になると単独事業のために債権を発行することができなくなるとあります。以下、その表の内容の説明は黒字で書いてるところでございます。本年度においては7.5%と前年度より1.2ポイント下降し、過去4カ年を比較すると最も良好な実質公債費比率となっております。

次が行政水準の維持向上の原則積極性。住民の要望に応え、積極的な行政水準の向上を目指したかということについて、その目安として普通建設事業の伸びや、人口一人当たりの決算規模などにより推測することができます。その表は第11表のとおりでございます。

次に、15ページをお開きください。末尾のほうの文章でございます。以上のとり、計画性、弾力性、積極性の三つの観点から見てきたが、本町の財政運営については実施収支比率3.3%、経常収支比率79.7%、財政力指数0.22、実質公債費比率7.5%と厳しい中、執行者が真剣に取り組み、努力されてきたことを伺

い知ることができます。しかし、この中でも経常収支比率79.7%は、決して良好な状態ではなく、標準値としては75%以下が望ましいとされている。本年度は前年度比較して4.8ポイント上昇としてありますが、下降と訂正をお願いします。おわび申し上げます。下降しているが、今後一層の努力を望む。

次、17ページ入らせていただきます。(5)起債状況。平成27年度の起債状況は、13表のとおりであります。末尾の文章に入ります。平成27年度末の起債元金の残高は46億9,531万7,000円であります。また、平成27年度の償還額5億3,813万6,000円のうち、充当された一般財源の額は5億939万7,000円で、約94.7%の充当率であります。なお、27年度末の起債残高は46億9,531万7,000円で、その内訳は政府資金42億1,241万2,000円、その他4億8,290万6,000円で、政府資金の割合は89.7%となっております。

次、特別会計に入らせていただきます。まず、国民健康保険特別会計。歳入は第14表のとおりで、総額は12億9,674万5,000円でございます。歳出は15表のとおりで、歳出総額は12億9,022万6,000円でございます。

次、20ページをお開きください。中ほどの文章です。なお、不納欠損処分については、平成27年度319万8,000円となっております。また、40歳から74歳を対象とした特別健康診査並びに特定保健指導が実施されている。社会補償と税の一体改革の中で、医療保険制度改革法が制定され、平成30年に創設される保険者努力支援制度が前倒しにより、今年度から特別調整交付金で実施されるとなっております。既に住民健診以外に医療機関に委託した個別健診の導入や、結果に基づき二次精密検査を導入するなど、保健指導対策は図られているが、より一層、健康診査受診率、特定保健指導実施率の向上に努められるよう望みます。このことにより、疾病の主要因である生活習慣病の発症予防、重症化予防が図られ、住民の健康意識も高まり、ひいては医療費の削減へとつながると思われま。今後の重点課題としては、若年層からの健康づくり対策、あわせて健診健康指導の早期介入、疾病の重症化予防を図り、医療費の節減に努められるよう望みます。

21ページの2番目、後期高齢者医療特別会計。平成20年度から老人保健制度より移行し創設された医療制度で、75歳以上の高齢者を後期高齢者と称し、一定の医療保険対象層として独立されたのであります。その決算状況は第18表、第19表のとおりでございます。

次は3番目、介護保険特別会計。歳入総額は9億200万9,000円で、主な

ものは国庫支出金の2億6,157万1,000円でございます。第20表のとおりでございます。歳出総額は8億7,740万8,000円で、第21表のとおりでございます。

次、24ページをお開きください。簡易水道事業特別会計。歳入総額1億9,153万8,000円で、第23表のとおりでございます。歳出総額1億6,416万4,000円で、第24表のとおりでございます。水道使用料の未納額が721万9,000円、前年度と比較しますと75万4,000円の減であります。善良な加入者の使用料負担に対する公平性等考慮するとともに、未納者対策を十分に検討され、本事業がスムーズに運営できるよう努力されることを強く望みます。

次は5番目、農業用水供給事業特別会計。歳入総額は1,379万7,000円で、第25表のとおりでございます。歳出総額は1,285万7,000円で、第26表のとおりでございます。本会計は基金の運用収益収入を唯一の財源として運用されており、国の金融政策、農業用水供給施設の維持と長期的見地から、財政運営に特に配慮する必要があると思います。

次は、6番目の鉄道経営対策事業基金特別会計。歳入総額は425万5,000円で、27表のとおりでございます。同じく歳出総額も同額でございます。第28表のとおりでございます。

次、27ページをお開きください。3番目、資金運用状況。平成27年度の各会計の資金運用状況は第29表のとおりであります。資金運用につきましては、いずれも良好に行われております。

次、30ページをお開きください。4番目の基金の状況でございます。地方自治法第241条第1項前段により、特定の目的のため財産を維持し、資金を積み立てる目的で基金が積み立てられているが、いずれも法令、条例に基づいて適正な管理が行われていることを確認いたしました。

ここで、次が財産の管理状況でございますが、その次に基金の運用状況審査意見書という表がございます。これが、地方自治法第241条第1項、後段の規定に基づき定額の資金を運用するための基金が設けられているとなっております。241条第1項前段は御案内のとおり、特定の目的のために財産を維持しうんぬんとありますが、後段は一定の資金を運用するための基金で設けられている。それは何かと申しますと、高額療養費支払資金貸付金基金100万、それから熊本県収入証紙等購入基金、これが100万となっております。

では、次が財政状況に関する意見書となっております。有価証券ですが、有価証券出

資による権利及び債権の管理運営状況は良好である。今後においても公金預金の管理運用は自己責任が前提であるため、取引金融機関の経営状況を把握した上で、債権運用を含め確実かつ有利な管理運営に努められたいとしております。それから文章の末尾に入ります。備品の管理です。備品の管理は現在使用されていない備品及び耐用年数の経過した備品については、検証し破棄するなど整理していただきたいと思っております。

それから次のページで、車両管理でございます。町用車は現在26台ございます。以前に比べますと、エコカーや貨物自動車が増加しております。車両の管理は総務課行政係で行われているが、公用車の使用について、担当課は車両管理には十分注意を払い、使用者が自身の車両と同じような意識を持つよう指導することにより、公用車の徹底管理を行うこと。さらに、使用者は交通安全に十分に注意してください。

4番目、公共施設。またから入ります。平成28年8月、公共施設あり方検討協議会が設置されており、公共施設の適正なあり方等に関する事項について協議され、総合的かつ計画的な管理推進が図られることを期待いたします。

では、最後に結びに入らせていただきます。平成27年度高森町一般会計及び各会計の決算状況並びに基金の運用状況、財産の管理状況については、前述したとおり計数に誤りなく非違な点も見受けられず適正に処理され、また関係書類も整理されており、会計経理は正確であります。平成28年4月に発生した未曾有の熊本地震による災害に対する行政の対応が、迅速かつ的確であったと町民大多数の声でした。特に電気、水道など、住民生活の基本を支える生命線ともいえるライフラインシステムの早期復元対応に対し、町長をはじめ職員の労を多とするものであります。本町における今回の地震による被害が最小限にとどまったことは幸いなことでしたが、今後考えられることは、東日本大震災の復旧・復興に対する自治体の国の財政援助のあり方を見ると、災害を受けていない周辺自治体に対し、国の財政支援がかなり厳しくなってきたと聞き及んでおります。このことは町長さん自身も先ほど申し上げられたとおり、十分認識されておられるようですし、その対応を強く望むものであります。

ここで、各項目について気付いた点について述べます。まず、一般会計特別会計について、ハード事業として主たる事業は、庁舎太陽光発電設備蓄電池等設備工事、上色見生涯学習センター体育館屋根防水改修工事、湧水トンネル内部床板修繕工事、高森湧水トンネル公園プロジェクトマッピング等設置工事、地域活性化・地域

住民生活等緊急支援交付金事業、これで高森式DMOまちづくりと施設整備、加工所事業が行われました。道路改良事業、冬野配水池更新事業、高森町民グラウンド防球ネット改修工事等があります。

また、ソフト事業といたしましては、地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金事業、この内容は省きます。情報通信基盤整備事業負担金、広域鳥獣クラウド・プロジェクト事業、中山間地域等直接支払交付金事業、有害鳥獣駆除助成金事業、間伐材供給安定化緊急対策事業、美しい農村再生支援事業、高森・水辺のジャンボリー、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、臨時福祉給付金事業、小学校デジタル教科書導入事業、ICT活用実証事業、自主放送番組事業、マイナンバー事業、予防接種事業、子ども医療費助成事業、住民健康等住民健診など多くの事業を成し遂げられ、町長をはじめ担当職員においては、たいへんな御苦勞があったこととお察し申し上げます。特に著しい高齢化や情報化が進む中、町民の多種多様な課題や要望を迅速かつ的確に対応するため、平成27年6月1日、財産管理課を生活環境課に改め町民支援に関する事項を加え、町民の相談窓口を鮮明にされたことに対し、巷間職員の対応がたいへん好評であり、課長をはじめ担当職員の労を多とするものであります。このような中、予算決算の状況を見ると、翌年度への繰越額は繰越明許に係る金額が4億2,989万円となっております。この繰越事業は全てが補助対象であり、これらを獲得された実績を評価するものであるが、一部の補助事業で担当者において、交付申請を早くすれば繰越しをしなくても済んだのではと推察される事業があり、今後十分留意されることを望みます。また、経理状況を見ると、安易な予算流用、予算充用が見受けられました。災害復旧対応等緊急の場合を除き、補正対応が原則であり担当職員の一層の努力を望みます。

次に、税等の対応については、毎回、決算審査報告の場で指摘してまいりました。その結果、高森町税条例等収納対策プロジェクトチーム設置要綱が平成24年6月8日施行され、交渉担当区域割表等による9班に班別されて、各班3名の職員により担当地区を定め、原則毎月会合を開き、具体的目標により鋭意努力されているようであります。本年度の税の収納状況を見ると、徴税については現年度分収納額は、前年度に比べますと若干上回っております。過年度については不納欠損処分が実行され、一般会計197件、547万7,094万6,000円、国保会計161件、319万8,610万、これは合法的な手続きにより行われており、やむを得ないと思うが、税等の負担の公平性及び収入確保の面での影響が大きいため、なるべく不納欠損を出さないよう、そのためには、ただ催告するのみでなく債務の一部を履

行るとか、納入の猶予を求めるなど自己の債務を認めるような行為、これ承認と申しますが、を行うなど、慎重かつ厳正な事務処理を行い、債権の確保に万全を期されたいと思います。国民健康保険特別会計の審査に当たり、今回の不納欠損処分161件、319万8,061万円、国保税の収納未済額が6,564万2,872円とたいへん高額であり、その事務処理に担当職員は努力されているが、さらに国民保険業務の円滑化と推進を図るため、保険税の賦課徴収の事務と医療給付事務の業務内容を分離されたならば、なお一層、スムーズに業務が推進されると思われるので、検討されていかがでしょうか。税、料共に、依然として滞納繰越額が増加している。滞納繰越額の増加はますます徴収が難しくなる根源であり、1日も早いプロジェクトチームによる打開策の検討、具体的な取り組みを強く望む。また（料）、つまり水道料や住宅使用料共における債権処理について、ここ数年にわたり決算審査意見の場で申し述べているが、未だ適正なる処置が施されていない。昨年も述べたように、町の債権の管理の適正化を期する上からも、1日も早い債権管理条例なるものの制定及び関係規則要領の制定を望むものであります。

次に、1989年、竹下内閣のふるさと創生1億円事業にあやかり、また、大多数町民各位の要望もあり、温泉を活用した住民の健康増進と、観光振興による地域経済の活性化を図るため、平成6年11月、高森温泉館が建設されました。その後、近隣町村に温泉館が乱立し入館者数が年々減少し、ついには、平成12年3月決算では赤字経営に転落、同年4月、高森温泉館管理運営組合へ委託運営に移行しました。さらには平成18年4月、指定管理者による運営に移行、さらにまた21年4月、継続して2期目を指定管理者に運営を継続されました。その後、平成24年5月から町直営による運営に移行し今日に至っております。平成25年6月、高森温泉館運営に関する住民アンケート調査の結果、直営46.6%、民間委託23.3%、売却23%、閉館7.1%、さらには平成28年2月、公共施設に関する利用状況及び意識調査の結果、直営14.0%、赤字解消し直営23.3%、民間委託11.1%、売却24.8%、閉館6%とアンケート調査の結果は以上のとおりであるが、先の熊本地震による2本の大動脈が切断され、交通インフラが破壊、まさに本町は陸の孤島となりました。完全復旧・復興までには相当の年数がかかると推察され、ますます赤字が増大するものと思われる。ここ数年の経営状況をみると、毎年2,000万超が一般会計から繰り入れられており、また老朽化も進んでおり、温泉館運営について早急な対策が必要不可欠と思われます。平成28年8月5日、高森公共施設あり方検討協議会の設置がなされ、公共施設の適正なあり方等に関する事項

について協議されるとのことであるが、近々の課題である温泉館運営について、最優先的に協議されることを強く望みます。

次に、人口減少社会に対する地方行政体制のあり方について、地域社会の持続可能性を高めるためには地域の総力を結集し、人口減少がもたらす過大に対応することが必要と思われる。その中で、住民に身近な行政サービスを総合的に提供する役割を有する市町村にあっては、地域経営の主体として人口減少を食い止めるために必要な施策や、人口減少に伴い発生する課題を解決するために必要な施策等の人口減少対策を講じつつ、引き続き、持続可能な形で住民の暮らしを支える行政サービスを提供する必要があると思われます。そうした中で、今後ますます、草村町政に対する町民の期待度が増す一方、地方財政硬直化が進む中、財政運営の改善に一層努力され、総合的な人事管理と行政経費の節約等、施策の重点化並びに効率的執行を図り、健全財政の確保に努められ本町の発展と福祉の向上に寄与されるよう、慎重な対応と特段の努力を切望し、平成27年決算審査の意見といたします。

長時間の御清聴ありがとうございました。

○議長（田上更生君） 有働代表監査員さん、どうもありがとうございました。

○代表監査員（有働和幸君） すみません、ちょっと計数の読み間違いがございまして、4ページ、国保会計161件、319万8,610円でございます。それから、次の同じく、今回の不納欠損処分161件、319万8,610円、ちょっと単位が間違っておりました。おわびして訂正申し上げます。よろしく願います。

○議長（田上更生君） 有働代表監査員さん、ありがとうございました。

代表監査員の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号は各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第4 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（田上更生君） 日程第4、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、同法第3条第1項の規定により、別紙高森町監査員の審査意見書を付して報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標により、自治体財政の健全化を表すものでございますが、本町の一般会計等の会計決算では、実質公債費比率だけが該当しておりまして、その数値は7.5となっております。早期健全化のための基準及び財政再生基準を下回っているとともに、簡易水道特別会計においては、資金不足比率は該当いたしておりません。監査員の御意見といたしましては、良好な状態にあり、特に是正改善を要する事項はないということでした。

以上、報告といたします。

○議長（田上更生君） 本件は報告事項であります。質問があれば発言を許します。質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質問なしと認めます。以上で、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については終了します。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） それでは、11時5分に再開いたします。

-----○-----

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

-----○-----

日程第5 議案第53号 平成28年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5、議案第53号、平成28年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第53号で御提案いたしました、平成28年度高森町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,872万1,000円を追加し、予算の総額を53億6,712万7,000円とするものでございます。

予算書の5ページをお開きください。地方債補正として堆肥舎建設事業費債を追加いたしました。また臨時財政対策債につきましては、限度額確定により減額をいたしました。

続いて、歳入の主なものについて御説明いたします。8ページ、9ページをお開きください。第10款地方交付税におきましては、普通交付税の額の確定に伴い増額するものでございます。

第14款国庫支出金におきましては、保育対策総合支援事業補助金、地域介護福祉空間整備推進交付金を計上をいたしました。

第15款県支出金におきましては、鳥獣被害対策費補助金、林業木材産業生産性強化事業補助金、経営体育成支援事業補助金、熊本地震通学支援バス運行補助金を計上いたしました。

10ページ、11ページをお開きください。第17款寄付金におきまして、熊本地震災害義援金を計上いたしました。こちらは義援金の配分決定に伴い増額するものでございます。

続きまして、第18款基金繰入金におきまして、財政調整基金の減額。ふるさと納税応援基金の増額に伴う応援基金への増額。また、高森町への災害支援金義援金に伴う高森町災害基金の増額を計上いたしました。また、介護保険特別会計繰入金につきましては、平成27年度の精算として繰入れをするものでございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。予算書とは別にカラープリントにてお手元のほうに配付をさせていただいております補正予算概要書に沿って御説明を申し上げますので、御準備をお願いいたします。

平成28年度高森町一般会計補正予算（5号）概要書でございます。目次は1番から4番まで分けております。1が熊本地震関連事業、2が国、熊本県の補助活用事業、3がふるさと納税を使った活用事業、4が高森町の単独事業でございます。

1ページを開けていただきますと、番号の1番、熊本地震関連事業でございます。項目を左上に載せさせていただいております。その中でその下のところ、予算書19ページに値いたします。予算一覧では上から3番目、経営体育成支援事業の補助

金についてをここに掲載をさせていただいております。これは熊本地震で被災した農作物の生産加工施設の再建、修繕を支援するものでございます。国・県・町の支援を受け、本人負担を2割程度とする事業、園芸施設の共済に加入されてる方は1割になります。そして町の負担分についても、7割が特別交付税で措置されるということでございます。なお、この事業に関しましては、10月末を期限といたしております。現在も引き続き募集をしてるところでございます。下に例として、再建費を100万円で計上させていただきました。

次のページに移らせていただきます。熊本地震関連事業の二つ目に上げておりますのが、熊本地震通学支援助成金でございます。これは御承知のとおり、熊本地震発生後、いち早く、南阿蘇地域、南阿蘇村と高森町で連携を取りまして、熊本市内方面に通う、もしくは阿蘇市方面に通う、もしくは他のところから高森高校に通う生徒の高校生、専門学生も含めましてのために無料臨時通学バスを出させていただきました。1学期間は高森町が主体となってやるということで、1学期が終わり次第、県と打ち合わせを重ねまして、夏休み後からは無料臨時通学バスは熊本県が運行することとなりました。大津まで行くわけでございますが、大津からは健軍や桜木方面への運行がないために、そちらに通学されてる方は民間のバスを利用することとなります。民間のバス利用者の方と無料臨時通学バス利用者の自己負担の部分で大きな差が出ることから、定期券の7割を助成するものでございます。教育委員会が担当いたしておりますので、詳細については教育委員会の職員がお答えすることになるというふうに思っております。手続き方法も載せさせていただきました。

次に、二つ目の国と県の補助金を活用した事業でございます。マイナンバーセキュリティ構築事業でございます。これは国の施策でありますマイナンバー制度、これに伴う対策を立てなければいけないということで、高森町のみならず、これは基礎自治体全て導入をする、もしくは強化をしていくということでございます。

次のページをお開きください。国・県補助活用事業の二つ目になります。介護ロボット等導入支援事業特別交付金でございます。これは一般財源も一切かかりません。100%の補助で行います。御紹介してるとおりでございます。これは、やはり介護従事者の介護負担を軽減する取り組みを推進しなければいけないということで、介護事業者への介護ロボット等の導入費用を助成するという補助事業でございます。

その次になります。国・県の補助金を活用した事業でございます。保育対策総合支援事業補助金でございます。これは国からの補助75%でございます。一般財源

は25%でございます。これは私立保育園における業務効率化を推進するために、分かりやすくいいますとICT化の推進保育統合システムの導入でございます。また、園児の見守りカメラの設置を行います。

次のページにいかせていただきます。国・県の補助金を活用した事業の四つ目になります。内山のため池ハザードマップの作成でございます。これは平成25年度に熊本県が実施したため池一斉点検において、震度5以上の地震で決壊が想定されるという診断を受けております。特に警戒するべきため池だと1を付けられているわけでございます。地域防災体制の強化も当然でございますが、大事なことは地域住民への周知徹底を図らなければいけないということで、県支出金、県の補助金を使いまして、230万円を上限に国費100%を活用してハザードマップを作成いたします。坊ヶ平のほうは27年度にハザードマップを作成を終了させております。

次に移らせていただきます。国・県の補助を活用した事業の堆肥舎建設事業でございます。アグリセンターは高森町の農業の施策を進めるに当たって、中心となるべき施設でございます。当然、高森町内で農業をなさされている方の農家の人のバックアップをする施設というふうに認識をいたしておりますし、設置されたときに、そのような形で高森町の施策としてスタートしてるところでございます。何度も申し上げておりますが、町が直営するべきだというふうに私は判断をいたしております。その上で、やはりその中に農業施策を推進するに当たって、このアグリセンターの環境を整えていかなければいけないということで、28年度より臨時職員の増員をさせていただいております。より良い品質の堆肥生産、供給能力を向上させるということと、科学的な裏付けをそこにしっかり付けていきたい、そして公表したいというふうに思っております。それが最終的には町内の農家、ひいては町外の農家からの評価、もしくは高森町の評価につながるというふうに確信を持っておるところでございます。そのためには集荷施設が必要になりまして、これも補助金を活用して建設をさせていただきたいというふうに思っております。

次のページに移らせていただきます。国・県補助活用事業の最後、その他の事業一覧というのを並べさせていただきました。選挙等々でございます。

次にその下の段、大きな項目三つ目、ふるさと納税活用事業でございます。これは昨年頑張りましたふるさと納税を活用した事業でございます。ちなみに今年度は、やはり、すぐにほかの全国の自治体も高森町がとったような手法であったりやり方というのをまねされたり、もしくは同じようにして、さらにバージョンアップされてる自治体もございますので、なかなか難しいというところがございますが、でき

るだけ頑張っておりますが、ほかの自治体のようにふるさと納税課を創生したり、もしくは、ふるさと納税のための専門の職員を5人から15人ぐらい入れてる自治体と同じような形にやっというふうには、現時点では考えておりません。できる限り賛同いただいて有効に利活用させていただきたいというふうに思います。これはたかもりポイントチャンネルのほうの事業でございます。この件に関しましても、たかもりポイントチャンネル局長のほうから御紹介があるというふうに思っております。

最後に移らせていただきます。4番目の、これは単独事業で一般財源が全てとなります。草部地区の南部の農業基盤整備の基礎資料として、これは地形図を作成しないと進みません。ということで、平成27年に農業法人奥阿蘇草部を設立していただくなど、活力ある農業生産体制が整った地域でございます。今後の農家の減少が進む中で、一つの起爆のスタート地点になるのではないかとというふうに、私自身は考えております。平成32年の基盤整備工事着工に向けて、この地形図を製作しなければいけませんし、当然、それについても補助事業を活用するというふうに考えておりましたが、国のほうが方針が変わったようでございまして、新規基盤整備については全国一律、これは採択なしと今年からなったわけでございます。当然、基盤整備の中に入っていきますというんなものがあるんですけど、ここの基盤整備の基礎資料をつくる補助金に関しては出ないというふうになっております。現時点ではそうでございますが、補正であったり、もしくは来年度の当初、もしくは来年度の補正等々で、これは日本の国の農家の減少を食い止める一つの施策でございますので、どういう経緯で今こうなってるのか、もしくは、これから先どういふふうに変化していくのかということ、引き続き県を通して、もしくは国に直接いろんな形で問い合わせをしてみたいというふうに思っておりますし、現実もやっております。ぜひ、高森町といたしましては、国が掲げる農業をしっかりと継続して発展していく産業とするということに基づきまして、この計画を実施していきたいというふうに考えておりますので、当然、国の施策と対応を取った形になって進めているわけでございますので、強く国に働きかけてみたいというふうに考えております。しかしながら、これ以上引き延ばすことは、平成32年の工事着工に影響すると、地元の農業基盤整備の機運の減退につながりかねないことを懸念いたしまして、町単独事業として実施するというふうに考えております。

以上で御説明をさせていただきました。御審議の上、御決定賜りますことをお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 3番、後藤です。

一般会計の補正について、今町長のほうから概要書を使って説明がありましたが、いくつかちょっと確認をしたいと思います。まず、国・県補助活用事業のマイナンバーセキュリティ、これ補助事業ということですが、予算額としては一般財源ということで、全て一般財源なのかを確認したいと思います。当然、マイナンバーにつきましては国が制度をつくりまして、いろいろと漏洩の問題とか報道されております。この事業は必要なことだと思いますので、一般財源でなく補助事業ですべきじゃないかなというのを一つ思いましたので、お聞きしたいと思います。

それから2点目ですね、介護ロボット等導入支援事業、介護事業者への介護ロボット等の購入費用ということですが、この事業者としてはどういった事業者を考えておられるのか。それから、その下の私立保育園に対する保育対策総合支援事業補助金、これは私立保育園だけなのか。この事業の2番目、園児見守りカメラの設置等につきましては、当然、幼稚園も該当すると私は思うんですけども、私立保育園だけなのかをちょっとお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課課長補佐 岩下徹君。

○総務課課長補佐（岩下 徹君） お疲れさまでございます。

御質問をいただきましたマイナンバー関係の補助事業の件でございます。マイナンバー関係につきましては、平成27年度の補正予算におきまして、マイナンバー環境構築の予算を計上させていただいております。28年度の繰越事業として実施をしているところでございます。今回、計上させていただいておりますのは、本町の電算の体制、本町の場合は外部のインターネット環境と、例えば住民記録などを扱っております総合行政システムという別のシステムがございます。その二つの外部インターネットと総合行政システム両方を1台の端末のパソコンで使えるような仕組みをとっております。今回、マイナンバーシステムの導入に当たりまして、そのような仕組みをとっている自治体においては、別の回線を設けて、別の端末で操作をするということが義務付けられております。その整備をしなければ、昨年度予算計上しておりましたマイナンバー関係の補助事業の分について、補助が受けられなくなってしまうということでございますので、今回、こちら計上させていただいております分も含めて補助事業ということで考えないといけなくなったわけでございます。今回の事業費分だけについては補助金は出ませんが、前年度の予算の分

とあわせた補助事業ということでお考えいただくということで、今回、概要書にも補助対象事業ということで計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） お疲れさまです。

介護ロボット等導入支援事業特例交付金について御説明申し上げます。この事業は、国の平成27年度の補正による事業で、全体で2億7,000万ついております。本来なら1カ所あたり300万ということでございましたけども、全国で5,475事業所あるんですけども、かなりの申請がありましたので、1事業所の補助金の上限が92万7,000円となったものでございます。本町の事業者ですけども、一応、岳寿会、TTC、アシスト高森、この3カ所がこの補助事業の申請となっております。

報告終わります。

○議長（田上更生君） 住民福祉課長 安藤吉孝君。

○住民福祉課長（安藤吉孝君） お疲れさまです。3番、後藤議員の御質問にお答えいたします。

保育対策総合支援事業につきましては、私立保育園、高森保育園のみということで、国の事業の対象が保育園だけですので、今回は幼稚園のほうの補助はございません。

以上でございます。

○議長（田上更生君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は、各常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第54号 平成28年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第54号、平成28年度高森町国民健康保険特

別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第54号で提案いたしました、平成28年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ895万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,565万3,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第7款県支出金、1目財政調整交付金につきましては、普通調整交付金を4,086万円増額しております。

第11款繰越金、2目その他繰越金につきまして3,190万1,000円を減額しております。これは平成27年度分国民健康保険特別会計の繰越金額が確定したことによる減額でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。第7款保健事業費、1目特定健康診査等事業費につきましては、報酬を4万3,000円増額しております。

第11款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明しましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第55号 平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第55号、平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第55号で提案いたしました平成28年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ302万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9,663万2,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第4款繰越金、1目繰越金を302万9,000円増額しております。これは平成27年度分後期高齢者医療特別会計の繰越金額が確定したことによる増額でございます。

続きまして、7ページを御説明申し上げます。第5款予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提示しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第56号 平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第56号、平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第56号で提案いたしました平成28年度高森町

介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の予算に歳入歳出それぞれ3,051万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,213万1,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。第1款保険料、1目1号被保険者保険料につきましては1,643万3,000円を増額しております。

第4款支払基金交付金、1目介護給付費交付金につきましては116万円を増額しております。これは平成27年度の精算に伴うものでございます。

第7款繰越金、1目繰越金につきましては1,280万5,000円増額しております。これは平成27年度分介護給付費負担金等の繰越金の確定に伴い増額するものでございます。

続きまして、7ページを御覧ください。歳出予算の主なものについて御説明申し上げます。第7款諸支出金、1項2目償還金につきましては、平成27年度介護給付費等負担金の国・県及び支払基金への精算分を1,879万3,000円増額しております。

8ページをお開きください。同款1目他会計繰出金につきましては、平成27年度介護給付費等負担金の一般会計精算分を1,146万8,000円増額しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 9 議案第 57 号 平成 28 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第 9、議案第 57 号、平成 28 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 議案第 57 号で御提案いたしました平成 28 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明いたします。

今回の補正は平成 27 年度からの繰越金確定によります補正と 6 月の職員の異動に伴う給与の調整を行うものであり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,537 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 7,859 万 2,000 円とするものであります。

歳入について御説明申し上げます。6 ページをお開きください。第 5 款繰越金につきましては、平成 27 年度からの繰越金が確定いたしましたので、当初予算計上額との差額 1,537 万 4,000 円を計上しております。

次に、歳出について御説明申し上げます。7 ページを御覧ください。第 1 款水道費につきましては、人事異動に伴う給与の調整を行っております。

また、第 4 款予備費につきましては、1,463 万 3,000 円を増額しております。

以上、今回御提案しております補正予算について、その概要を御説明いたしましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたしまして、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 57 号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 10 議案第 58 号 平成 28 年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算

について

○議長（田上更生君） 日程第10、議案第58号、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 議案第58号で御提案いたしました、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正の主なものは、地震による別所池ポンプ場のポンプ等の修理経費及び平成27年度からの繰越金の確定に伴う補正を行うものであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ277万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,935万2,000円とするものであります。

歳入について御説明申し上げます。6ページをお開きください。2款の繰入金につきましては、ポンプ等の修理の財源として農業用水基金から216万2,000円を繰り入れるものであります。

また、3款繰越金につきましては、繰越金額が確定しましたので、当初予算額との差額61万1,000円を計上いたしました。

次に、歳出について御説明を申し上げます。7ページを御覧ください。第1款農業用水費においては、ポンプ等の復旧工事に係る設計委託料と別所池ポンプ場ポンプとテレメーター通信機器の修理に係る経費を計上しております。

第2款予備費につきましては、繰越金に係る61万1,000円を増額計上しております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は、建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第 11 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第 11、休会の件についてを議題とします。
お諮りします。

9月9日から9月14日までは休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、9月9日から9月14日までは休会とすることに決定しました。

なお、各委員会が開かれますので、よろしく願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
本日は、これで散会いたします。
お疲れ様でございました。

-----○-----

散会 午前11時45分

9月15日(木)

(第2日)

平成28年第3回高森町議会定例会（第2号）

平成28年9月15日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
10 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総務課長	佐 藤 武 文 君	生活環境課長	松 本 満 夫 君
政策推進課長	馬 原 恵 介 君	住民福祉課長	安 藤 吉 孝 君
健康推進課長	阿 南 一 也 君	税 務 課 長	佐 伯 実 君
農林政策課長	後 藤 健 一 君	建 設 課 長	沼 田 勝 之 君
会 計 課 長	河 崎 みゆき 君	たからポイントチャンネル事務局	東 幸 祐 君
教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君	監査委員事務局長	安 方 含 君
生活環境課審議員	田 上 浩 尚 君	政策推進課審議員	橋 本 俊 太 郎 君
農林政策課審議員	古 澤 要 介 君	教育委員会審議員	堺 昭 博 君
総務課課長補佐	岩 下 徹 君	総務課総務係長	岩 下 雅 広 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	佐 藤 幸 一 君	議会事務局庶務係長	山 田 耕 生 君
--------	-----------	-----------	-----------

一 般 質 問

議席	氏名	事項	要旨	質問の相手
6	立山 広滋	「県立高森高等学校存続」による地域経営の戦略	<ul style="list-style-type: none"> ①熊本県における県立高校の経緯・現状と今後 ②「県立高森高校存続」へのバックアップの取り組みの経緯と今後 ③地域経営から「県立高森高校」を考える地方創生戦略 	町長 教育長
1	牛嶋津世志	まちづくり会社の法人について	<ul style="list-style-type: none"> ①平成28年7月に一般社団法人の登記が済んだということだが、会社についての説明を願う ②地方自治法に規定する法人に類すると思われるが説明を願う ③特定の法人であれば、経営状況を示す書類を議会に提出することが義務付けられているが 	町長
		地域おこし協力隊員の活動	<ul style="list-style-type: none"> ①本町の地域おこし協力隊員は4名いるが任期について、国の方針では1年～3年の任期としている。本町は何年と考えているのか ②短い期間での活動になるが、地域(町民)に隊員の紹介など予定は、TPC以外での計画はあるのか 	町長
		高森まち・ひと・しごと創生総合戦略	<ul style="list-style-type: none"> ①先進事例の町村、岩手県紫波町・長野県下條村が例としてあるが、町職員の理解度はどの程度なのか ②総合戦略の一環として、今後の新規事業に関してPPP・PFIなど公民連携の活用の計画はあるのか 	町長

8	本田 生一	熊本地震を振り返ってみて	①避難所の対策について ・太陽光発電の設置について ②停電に伴って起きる水道の断水対策として動力発電機の準備はどうか	総務課長 建設課長
		大村水源地について	①水源地の現状について ②今後の対応・対策はどうか	建設課長
3	後藤 三治	「熊本地震」後の本町の福祉行政状況は	①養護老人ホーム「湯の里荘」 1) 本町の施設入所者数は 2) 地震による施設の被害状況及び入所者の対応は 3) 施設の再建計画は ②介護保険事業 1) 地震による介護保険事業への影響は 2) 「介護利用600万人突破」と報道されたが、本町の介護利用状況は 3) 介護利用状況に応じた介護保険料となっているのか	町 長

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りいたします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

それでは、順番に発言を許します。

6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

今回の質問事項は、県立高森高等学校存続による地域経営の戦略ということで、質問の要旨は、1、熊本県における県立高校の再編の経緯・現状と今後、2、県立高森高等学校存続へのバックアップの取り組みの経緯と今後、3、地域経営から県立高森高等学校を考える地方創生戦略、以上3点について質問します。

それでは、早速、質問に移ります。1、熊本県における県立高校の再編の経緯・現状と今後です。今回、三森前同窓会長の後任になりまして、今まで以上に再編について今後の動向を気にしている一人であります。県立高森高等学校の特に入学生徒数の推移を年度別に述べますと、平成19年度43人、平成20年度33人、平成21年度47人、平成22年度38人、平成23年度33人、平成24年度33人、平成25年度41人、平成26年度27人、平成27年度23人、今年度33人であり、10年ぐらい減少傾向にあることは今述べた数字を見れば明らかであります。

そこで、まず教育委員会の所轄、または義務教育ではない高等教育について質問します。それは5年前にこの地域になくてはならない県立高森高等学校という位置付けのもとにスタートした町単独のバックアップ施策を継続しています。町長が就任され、続いて教育長が就任された後に、一番最初に問題提起されたのが県立高校の再編でした。当時、41人の新入生が入学しなければ県立高森高等学校の存続に関わるとして全力で動かれたことで、ぎりぎり41人の新入生を迎えられました。

町があれだけ表に出て新入生勧誘を行われた記憶はありません。そのことは言い換えれば、県立高森高等学校の存続如何により、町の発展・活性化が損なわれるという意味だと思います。特に昨年まで新聞等々でも県立高校再編による多くの問題が掲載されました。私、同窓会長という立場でいえば、当然ながら後援会や同窓生が先頭になってと言われることも重々承知しています。その上で質問するのは、熊本地震による環境の変化により、今後の県立高森高等学校の存続に県立高校再編の流れに関わる可能性があるのではと危惧することと、今後、高森町も含め、全国の自治体が迎える本格的な人口減少の中で、地域になくてはならない県立高森高等学校を持続できるのかを危惧しております。本来は県教委所轄ですが、熊本県における県立高校再編の経緯・現状と今後について、町として知りうる限りの情報を教えてくださいたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） おはようございます。6番 立山議員の質問にお答えいたします。

県立高校の再編の経緯・現状と今後ということでございますが、ここに一つの冊子がございます。これは県立高等学校再編整備等基本計画です。これが平成19年10月25日、平成19年に出されているんですが、経緯を明らかにするためには、これが起点になっております。たくさんいろいろ分析等がなされているんですが、その中から私は3つの点が大きな点だというふうに捉えていますので、そのことを経緯としてお話をさせていただきます。

第1点目は、この再編整備について、この県の教育委員会が9年間で県立高校22校を10校と1分校に再編するという再編整備の計画でございまして、ここに再編整備対象校というのがうたわれております。これについては、9年間で前期・中期・後期というふうに3つに分けて再編が行われました。御承知のように、前期では阿蘇高校、阿蘇清峰高校の再編整備が入っております。また、後期では多良木高校、球磨商業、南陵の3校を2校に、また南関高校等、これが後期の再編で、平成27年度までにこの再編整備が終了しております。

2点目は、このときに通学区域の見直しが大幅に変えられております。それまで通学区域が8学区でしたのが、3学区に再編されています。高森町はもともと阿蘇学区に入っておりましたが、高森町でいいまして、これが県北学区になりまして、県北学区は荒尾、玉名、鹿本、菊池、阿蘇。これが全部県北学区ということで同じ学区になってきています。従いまして、高森町にとりましては、荒尾高校に行っ

も、それから玉名高校に行っても、鹿本高校に行っても、菊池高校に行っても、もちろん大津高校に行っても、全部学区内というふうに、この学区の見直しが行われています。これもたいへん大きなことでございます。

それから、3点目ですけれども、3点目が再編整備の進め方ということで、次のようなことがここで出されています。第1期整備協報告に記された「分校化または統廃合の基準に該当した場合は、これを適用することが適当と考える。」という一文ですけれども、これが高森高校に大きく変わってきています。第1期整備協というのは、報告は先ほどのこの計画は平成19年ですけれども、第1期整備協報告は平成11年、11年といいますが、今28年ですから、相当前なんですけれども、このときに整備協の第1回の報告があって、報告文の中にそのように出されてきています。その中身を見てみますと、こういうふうに報告の中に出されています。「次の基準を満たし、かつ今後も入学者の増加が見込めない1学年2学級の学校」、これが高森高校がこれに当たります。高森高校は定員80名ですから、1学年2学級の学校です。そこで、入学者が3年連続して1学級分以下の場合、原則として分校化または統廃合ということが第1期整備協報告の中でうたわれているということでございます。この整備協の報告の中に通学区域の見直し等もありましたけれども、今お尋ねの高森高校にとりましては、この整備協報告の中にあるこの文言ということが、現在どう存続するかというところに一番関わってきている、これが一番の課題であるというふうに、私、この中から見ることができます。経緯については以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 現状と今後についても併せて説明をお願いしてもよろしいでしょうか。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） すみません。それでは、お尋ねの現状と今後というところも併せて話を進めます。そういうことから、現状を見ますと、先ほど立山議員のほうからお話がありましたように、高森高校の入学者数ということが具体的に話をされましたが、平成22年度から3学区に変わりました。これが大きなポイントですが、その前も高森高校の入学者は前後はありましたけれども、平成21年度は47人の入学者でございましたが、この学区の再編の後、平成22年度から軒並み志願者数が減っています。つまり21年度は47人でしたが、22年度になって38名、41を切りまして、23年、24年と、33、33ということで、3年連続、2学

級、41人を下回ったという減少が出て、先ほどお話がありましたように、25年度は41ということが回復しました。そして、その後、また27、23、そして本年度が33というふうに、また3年連続というのが現在そういう迎えているというのが現状でございます。従いまして、この再編整備基本計画の影響ということを考えてみますと、やっぱり通学区域の見直しと、少子化というのは前提にありますけれども、そういった中でやっぱり大津方面への流れというのが加速しているということは、これは事実だろうと思えますし、また、一時もう分校にすぐにもなるとじゃないかという、その御心配の声が非常に41人を達成するときにございました。そういう町民の方々の不安も非常にあおってきたというのも事実だと思えます。ですから、そこを食い止めるために、今動きがいろんなところから出ているところでございます。

今後につきましては、高森高校のこの存続ということを大きな未来志向というのはいろんなことがあるかと思えますが、差し当たって一番大事なことは何かといいますと、まずは3年連続41を下回っておりますので、来年度の入学者が41を超えるということが、これが差し当たっての最大の課題というふうに考えています。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

今、教育長から県立高校の再編の諸々について答弁をいただきました。これは私の私見ではありますけれども、人口減少を迎えている中でも、高等学校で新入生の増加が見られる、特に私立高校あたりが顕著にそのような傾向にあります。それはどういうことかと分析してみますと、各学校、スポーツや文化の分野でぬきんでた部活動が盛んに行われているという事実であります。要は、熊本地震によるピンチをチャンスに変えられる、また県立高森高等学校にかよう環境を揃える時期だということです。当然、後援会、同窓会も、再来年、県立高森高等学校は70周年を迎えるわけですので、それに向けての準備等もありますが、第一に考えることは新入生の増加という結果も残していきたいということです。

先ほど教育長から答弁がありました県教委の今後の取り組みですが、教育長の答弁の表現から分かるように、県立高森高等学校にはこれまでの取り組みや、熊本地震後の団結力により、追い風っぽい環境になってきているのではと私も思っております。

そこで、2つ目の質問の県立高森高等学校存続へのバックアップの取り組みの経

緯と今後について質問いたします。まずは、教育委員会にお尋ねですが、草村町政による県立高森高等学校へのバックアップの取り組みの内容を教えてください。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 自席から失礼いたします。

町長の高森高校に対する強い思いから、支援をすぐに着手され、また議会も同意いただいて、高森高校進学助成金制度というのを出していただきました。これは高森高校に通う全高校生へ教科書代を無償、それから入学金の無償、それから高森高校の生徒活動の補助ということで、いち早く助成をしていただき、そういった中で24年度からスタートしていますが、25年度に41人達成できたというのは、そういう町の姿勢というのが大きな力になってきているというふうに考えています。そのほかにもいろんな面で高校については支援等が行われておりますが、一番大きなところはそこではなかったかというふうに思っております。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今、教育長が述べられた補助金等々についてが、後援会はもちろんのこと、私たち同窓生も大いに感謝をしているところであります。そして、この補助金以外にも町の場合は中・高連携でも取り組みをなされていると思いますので、具体的に教えてください。特に多くの住民の方々も御存じのように、高森中学校の吹奏楽部の活躍による県立高森高等学校との連携もあるかと思えます。その連携による部活動の活躍は、町のバックアップの結果だと思えますので、そのあたりも含めて答弁願います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 私は、この高森高校の問題につきましては、教育長になりました当初から、議員さん方から、高森高校をどうにかならんだろうかということがありまして、ずうっとこの高森高校をどうするかということは、頭の中に入れて、また町長とも御相談しながら現在にいたっておりますが、その中で教育長として私、二つのことを強く思っています。一つは、やはりいろんな支援とか助成とかしましたが、その場その場では確かに付いてきていますけれども、何ととってもやっぱり高森高校の魅力アップなくして、課題解決はないという気持ちを強く感じました。学びたい学校、行きたい学校としての高森高校、この実現がやっぱりこの問題を解決するためには、やっぱり一番の問題だというふうに思います。そういった中でいろいろと今御指摘等がなされております。

もう一つ、私が思っていたのは、存続へ向けた県の教育委員会の主体的介入とい

うのが必要だということ強く感じました。県立高校の存続は、最終的には設置者である県教委の問題です。このままでは分校になりますよ、廃校になりますよでは、そういうスタンスでは問題は解決しない。存続のための県の施策とか、やっぱり主催者意識をどれだけ県教委が持ってくれるか、県が持ってくれるか、ここなくしてやはり動かないんじゃないかと。もう町長もしっかり支えていらっしゃるが、やはりこの二つと一緒になったときに、また一つ前に進むんじゃないかということ強く感じております。そのことを前提として、先ほどの質問にお答えいたします。

課題解決に向けて少し風が吹いてきたのではないかというお話でしたが、私も同じように考えています。41人達成できて、とても喜んで、県教委の担当者ももう近寄ってきて握手をしてくれましたが、次の年が27名、そして23名ということで、どうなるだろうかと思っておりましたが、今年は33ということで、大分回復しました。その中にやはり県教育委員会の姿が、私は見えてきたというふうに思っています。一つには、新校舎の建設です。平成27年に新校舎が出来ました。この時期に県立高校の再編があっているときに、高森高校に新校舎を建てるということは、これはかなり県の大きな判断だということを感じました。

それから、今出されておりました中・高連携ですけれども、高森が高森町新教育プランを進めておりますが、それに併せて県の教育委員会が高森の教育と同時に、高森高校を併せていろいろと支援が始まってまいります。その代表的なものが英語教育の充実で、昨年度から国の英語教育強化拠点事業を高森町の小中学校4校と高森高校をセットにして、国の事業として英語教育を今推進していただいています。これは県立の高校では高森高校だけです。熊本市内にもう1カ所、拠点校がありますが、そこには必由館高校が入っています。ですから、高森の教育の中に高森高校も入れて、英語教育の拠点校づくりということで県が支援してきている。そういう姿勢というのは、今まであまり感じませんでしたので、ああ少し本気になってきたのかなという感じを受けます。

また、今、部活動のことにつきましては、やはりどうしても中学校の部活と高校の部活が一緒になっていない部分がありましたので、これはいろんな会議の中で話し合いがなされて、今大分、中学校の実態と高校の実態が歩み寄ってきたというのは平成27年頃からの動きでございまして、その中で今お話がありました吹奏楽の快挙ということは、もう今年大きな町の話題となってきています。これにつきましても、言うならば県と、それから町の人事の交流ということで、高森高校の家庭科

の先生が高森中学校の指導をしていただいています。そして、高森中学校からは音楽の先生が高森高校に指導していただく。そして、高森高校の音楽の先生は町というところで今回の雇用等は町長にお願いしてできている部分ですので、言うならばそういうような県の教育委員会と町との交流と人事という中で、これが動いたということでございます。そして、その一環として吹奏楽ということが流れてきました。やはり教育の中でもこの指導者の位置付けというのはたいへん大きなもので、そういうような町の姿勢、取り組みによって学校の魅力化というのが少し動いたというのが今年ではないかと思えます。また、いろいろなことがあるかと思えますけれども、そういうところをやはり町としても、また同窓会も含めていただいて、検討していただくならと思えます。また、私たちとしては、高森がICT教育等もやっていますので、県教委あたりともそこらあたりがつなげばどうかということ、いろんな会議の度にそういう話はしているところでございます。そういった中・高の連携ということが少しずつ見えてきたということです。

それから、もう1点ですけれども、私は今回の臨時通学バスの問題で、草村町長がいち早くそのバス路線を出されました。これはとても私は教育にとって大きいことだと思っています。そして、それは高森高校にとっても大きいことだと思っています。でも、こういうその教育に対する、やっぱり町長の本気度といいますか、そして議会が支援するというのを、県教委に本当にやっぱり見せ付けたのが今回の通学バスじゃないかと思えます。県の教育委員会の幹部の方が、この問題のときに、何回となく、高森に来られました。そして、私とも、また町長にも話をされました。電話連絡とかいろんなところ等で、そしてそういった中で子どもさん方の通学が確保できたということは、とりもなおさず県教委はやはり自分たちの責任性ということが、やっぱりそこで問われて、そしてそれが先へ進んだということで、高森の取り組みというのは非常にやはり大きな、やっぱりその県教委としても大きな位置付けであったと思えます。そういうようなやっぱり支援強化というところ、そこが今回、町長または町の姿勢が見えていますので、これは今後何か行うときには大きな流れになってくるんじゃないかなというふうに思っています。ですから、新校舎が中・高校と同じに、やはり町の姿勢ということがかなり県教委あたりにも見せ付けることができたので、そこらあたりも含めて、この問題を考えていくべき、そういう時期ではないかなというふうに考えているところです。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） そこで、次の質問のタイトルでもありますが、地方創生は人口減

少社会を迎えるにあたり、各自治体で人口減少に対し、一足先に先手を打つための施策だと思えます。当然、高森町の地方創生計画でも人口減少社会に対する対策が講じられております。そこで、お伺いしたいことがあります。今後、人口が少なくなる、子どもの数が少なくなる時代に直面するという前提で、今の町によるバックアップは継続されるのか、それとも時代や環境に応じて変わるのか、町長、答弁をお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。6番 立山議員の一般質問にお答えさせていただきます。

佐藤教育長が、経緯であったり、これまでの町の取り組み、当然これは執行部と議会の取り組みと、熊本地震によって今の環境を、やはりピンチをチャンスに変えなければいけないということの中から、1番、2番が終わりました、地域経営から県立高森高校を考える地方創生の戦略という御質問をいただいたというふうに思っております。地域経営といいますと、高森町の舵取りを町民の皆さまから今私が任されておりますので、当然その経営者という観点から見ても、県立高森高校を考えなければいけないということで、平成23年度から取り組みをしているところでございます。その中でこれから人口減少を迎える、当然少子化の問題も国を上げて解決しなければいけないという中で、この高森町も総合戦略、特に昨年、今年、まち・ひと・しごと創生プランと長期ビジョンというのを掲げております。タイトルの表紙に「今の子どもたちにふるさとを残すために」というふうになっております。その中でこれまでの取り組みを今後人口減少、若しくは少子化の中で続けていくのかと。人口減少と少子化をやはり止めなければいけない。当然、町だけではできないところもありますが、それを止めるための戦略を立てさせていただいた。ただし、これは漠然とというよりも、大まかな大枠の計画ですので、この中で落とし込んでいく中で、やはり県立高森高校の存在価値は非常に高いものがある。よって、これからも人口減少、少子化の中でも、県立高森高校は高森町になくてはならない高等学校だという位置付けのもと、続けてまいりたい。そして、当然その内容に関しては、それはそのときそのときの時代で変更が出てくるのではないかと。また、その内容に関しても、県立高森高校出身の議会議員の皆さま、議会の議員の皆さまは住民の負託を得て選挙で選ばれた議会議員の皆さまですので、その中で特に県立高森高校、皆さん思いを持たれている中でも、OBの方が、立山議員が同窓会長を務められているように、いらっしゃると思いますので、しっかりそのときそのとき

の意見を拝聴しながら、そしてその環境、その時代にマッチングしたバックアップ制度を続けてまいりたいということをしつかりお伝えしたいというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今町長の答弁を聞いて、今後の存続活動にも活かしていきたいと思っております。

また、住民福祉課の事業で、高森町高齢者安心生活支援事業というのがありますが、その内容について課長から報告願います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） おはようございます。6番 立山議員の質問にお答えします。

高森町高齢者安心生活支援事業につきましては、高森高校に対するバックアップの取り組みの一環として、本年度新しく設けた事業であります。財源はすべてふるさと納税を活用しております。この事業は少子高齢化社会の進展に伴い、施設介護から在宅介護へ時代へ変化し、介護に必要な専門知識や技術を取得してもらうことはもちろん、介護される方々の気持ちがかれば、高校を卒業して社会に出た際において役立つものと思われまます。また、介護施設への就職は有利にもなります。併せて、一般の方々も対象としておりますので、地域社会の介護技術の向上が図られ、高齢者が安心して自分の地域で生活できるようにと、介護職員初任者研修の受講に係る経費を補助するものでございます。具体的に言いますと、高森高校に在学している間に生徒の方々に介護初任者研修、旧ヘルパー2級となりますけれども、受講していただき、高森高校を卒業する際には全員がその介護職員初任者研修の資格を取得することを目的として創設した事業であります。その研修費用につきましては、全額を補助します。

現在、高森町社会福祉協議会で10月開講の講座の申込みを受け付けておりますが、残念ながら今のところ高校生の申込みは少ないと聞いております。今回の講座の費用は5万4,500円と聞いておりますので、高森高校生につきましては5万4,500円全額を補助します。一般の方々には、高森町住民の方が対象とはなりますが、半額の2万7,000円を補助します。本年度の開催は決定しておりますが、来年以降も開催する予定ではあります、ある程度の受講生がいなくては開催できない講座であります。高校生だけで、その最低開催人数を確保することは困難と思われまますので、町民の方々に高森高校支援のためにも、また将来の自分自身、

家族のためにも受講していただければと思います。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 実は、県立多良木高等学校存続問題のときの地元紙の支局長から、いろいろ情報を提供いただきましたが、単にお金の問題ではなく、大事なことは地元の高校がどの分野で存在価値を高めるかだと思いました。そして、同窓会としても積極的に高校側にも提案をしていこうと思います。

では、3つ目の地域経営から県立高森高等学校を考える地方創生戦略についてですが、このことは地域から高校がなくなったりした場合は、相当なお金が外に出ていくと考えられます。これは地方創生という観点から見れば、絶対に高校をなくさないことが大事な、かつ最大なポイントになると思います。例えば、熊本県内でも今言いました多良木高校相続問題時に町主催で開催されたシンポジウムでも同様な意見が出され、また、そのときの講演は町から高校がなくなると食費、交通費等々で年間に数億円の金が外へ出ていくという内容であったようです。高森町にとっても、将来の人口減少時の県立高森高等学校を想定し、さらなる早め早めの施策を打っていく必要があると思っています。

そこで質問ですが、町長は地域経営者として県立高森高等学校存続と地方創生を結びつけるには、どのような雰囲気や環境が望ましいと考えられますか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 立山議員の御質問にお答えいたします。

この3番の地域経営から県立高森高校を考えるというところに明確に御質問が移ったのかなと今認識をいたしました。当然、多良木高校の問題のときは、議員さんも同窓会の皆さんも、前の会長さんの三森前会長さんも、たいへん一緒になって御心配をなされていたわけでございますし、まずそもそも町民の皆さまが高森高校はどうなるんだろうかというふうに不安になられた方もたくさんいらっしゃったというふうに思います。そういう中で、多良木高校のときにやはり地域経済に与えるこの影響というのは、非常に大きいものがあるということは再三新聞だったり、ほかのマスコミで取り上げられていたのも事実でございます。それはそのとおりであります。それはなぜかと申しますと、やはりこれは中学生もそうですけど、今例えますと、非常に高森中学校の剣道部が全国で優秀ということで、ほかの県や市町村からこちらに来ているという生徒もいます。当然、人口として、これは住民として住民票を、生活の基盤があるということで、これは交付税の対象になっているということだというふうに、私自身、理解をいたしております。これは高森高校が仮にな

なくなった場合、例えば今の県北のこの学区の場合、高森町に住まわれている方が、生活基盤をおいている子どもたちが、大津高校に、例えばほかの高校に、玉名高校に行ったとしても、その交付税に関しては生活基盤がこちらにあるわけですから、町としてはそこは問題はないと思いますが、完全に生活基盤が外に出て、外の寮に入られたり、若しくはマンションを借りられたり、そういう下宿をなされたりすると、完全にこれはマイナスになります。と同時に、仮に高校がない場合を考えたときに、非常にこれはなくなった場合を考えたときに、多良木で問題になったように、地元で落とす食料費であったり、これは例えば今、南阿蘇鉄道の存続の問題もありますが、南阿蘇鉄道の売上だったり、やはり非常にその金というところに関しては多大な影響があるというふうに考えております。この問題は、当然お金という表現をすると、何か違うふうに分えられることもあるとは思いますが、やはりその地方の経営者、地域経営者として、やっぱり地方創生を考えたときに、人口減少、少子化の中で、これが学校がなくなれば、当然この総合戦略に書いていますように、小型店舗のみならず、スーパーなど大型店舗の閉店であったり、病院だったり、ほかのものの撤退、金融機関の撤退の可能性が高まっていくと。そうすると、ますます人口減少に歯止めがかからなくなるというふうにも、ここにも掲げておりますし、大半の自治体が総合戦略の中にそういう文言を入れているわけでございます。ですから、この問題を解決するには、本当にまず住民の皆さまが、すべての方が情報を共有するということが、そして何回も申し上げますように、情報を共有する、そしてそれを共感というところに持っていく、この作業というのはすごく軌轢も出てくると思いますし、いろんな人の意見もあると思いますので、難しいと思いますが、その共有というところでは、情報をどんどん、今回議会で立山議員が質問していただいていますように、県立高校の問題も小中の義務教育期間を越えた地域の中になくはならないというところでの議論というところで、やはりそういう中でしっかり住民の方に伝えていきまして、これを共有した、そしてそれぞれの住民の方、考えがあると思いますが、最終的には共感まで持っていくというところ、その共感が何なのかといったときに、それぞれの人の考えがあるとは思いますが、やっぱり地域になくは、地域が非常に盛り下がってくる、地域自体が活力がなくなってくる。そして、それは財源も当然伴うと、稼ぐところ、お金というところでも厳しくなってくると。そのためには何をすればいいかというふうには考えなければいけないし、私自身、やはり先ほど佐藤教育長がおっしゃいました、学びたい、行きたいということですね、その魅力、行きたい魅力というふうには教育長先生がおっしゃいました

が、当然その行きたい魅力を今、同窓会も出されている、一生懸命一緒になられていると思います。これは行政もそうですけど、民間の会社もそうですけど、行きたい、こうしたい、ずっとキャッチフレーズだけはどんどんどん行くんですが、その中身がやっぱり問題じゃないのかと。やはりこの減少する中で、その中身によりやく着手をしなければいけないときに、この今であって、なぜ着手をしなければいけないかという、熊本地震も含めまして、ピンチをチャンスに変えて、県立高森高校の存続に関しても、その小さい部分まで、行きたいという魅力をバーンと出すだけではなくて、そのなぜそうなのか、そのなぜというところにやっとな踏み込んでいけるような意識が多分今年であったり、来年であったりではないかなというふうに思います。その細かく、その行きたくなるような環境設定をやっぱりここは思い切ってやっっていくべきではないかなというふうに、私自身、考えておりますし、いつでもどこでも誰でもという幅広い形ではなくて、今だけここだけ、そして高森高校に来てくれるあなただけですよというような、そういうところの部分をやっとな出していかなければいけません、やはりそれには県教委のバックアップ、県立高森高校の同じような思い、それと同時に考えなければいけないのは、やはり同窓会であったりOBの方のお力、7,000人を上回るぐらいの卒業生がいらっしゃいますので、ぜひほわっとした部分が大事ですけど、今が本当にチャンスですので、そこに突っ込んでいくような細かいところを出していくべき、それが学校教育の充実であったり、若しくは部活動の充実、それが今年芽生えたのが、例えば吹奏楽部じゃないかなというふうに思っております。ですから、ここからは普段は議論ができないようなところまでも、これからまた議会議員の皆さまと話し合いをしていきながら、当然町からは全面的にバックアップをしてまいりたいと思います。その一つが、先ほどの昔でいえばホームヘルパー2級を、高森高校に通う子はみんな福祉の知識をもって卒業すると。卒業して家のじいちゃんばあちゃん、お父さんお母さんの介護をしなければいけなくなる時代も出てくる。と同時に、最も大事なことは、自分もいつか年取って、必ず介護をされる側に立つことになることが多いというふうに思いますので、そのときに自分たちの後輩で介護をしてくれる人の気持ちも、やはり最低限は学ぶべきじゃないかなということで、ある程度これは伴った町のバックアップだと思っておりますので、これから先はやはり議員がおっしゃるように、ここに必要な高校ですから、よりピンチはチャンスで、そのチャンスは今ですから、特に今年、来年、この2年間ぐらいで環境整備ができれば、私は非常に活路は開けてくるというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今、町長の答弁の中にありました、高森中学校の剣道部、それと吹奏楽部、剣道部は過去日本一を4回取っておりますし、先に沖縄で行われた吹奏楽部の大会もそうであります。先ほど私が私見で述べましたように、高森中にはこのような素晴らしい実績のある部活が存在していますので、これをどうにか県立高森高校につなげていけないかという、これが一番の近道じゃないかと思えますけれども、そこらあたりは町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席からお答えをさせていただきます。

まずは、県教育委員会の所管ということでございますし、県立高森高校の現場のトップであります校長先生のお考えであったり、学校の先生のお考えが最優先されるべき、それに保護者の方、そして当然OBの同窓会の皆さんの意見というのは、たいへん大きいものであるというふうに思っております。そういう中で、これは私、この議会の放送を見ていただいている町民の方も含めまして、議員さんそれぞれ皆さまも多分私も思っているんですが、今議員がおっしゃったのは非常に的を得ているところは大きいというふうに思っております。多くの生徒に聞きますと、やはり今年の吹奏楽の活躍は、このまま地元に残って高森高校に行っても、吹奏楽部があれば、そこで日本一を目指せるんじゃないかと。数年後には目指せるんじゃないかという高揚感というのは、私たち大人よりも実際やっている子どもたちのほうが感じているのではないかなというふうに思っております。これはもう剣道部もそうでございますし、何といても日本一に4回輝いているという、これはもう全国でもあまり例がないぐらいの、これは実績を残しておりますので、やはり中学校から高校のそのつなぎという部分に関しては、そのクラブ活動、部活動というのは、大きなこの後押しする材料になるというふうに考えておりますので、町としても当然、高校側から提案があれば、できる限りバックアップいたしますし、私は町民の方もそれは当然子どもたちがそれで日本一を目指す、トップを目指すというような環境というのは、皆さん納得していただける。その結果がこの間の吹奏楽のときに、非常に厳しいその財源というか、南九州大会に行く費用等々も厳しい中で、住民の方が、OBの方もそうですけど、住民の方が寄附をしていただいて、かなりの金額が集まったということは、私はそれは皆さまが認められていることではないかなと思っておりますので、いつでもどこでもではなくて、今だけここだけというところで、やはりこのここだけのここというところは、やっぱりとんがらないと、その部分と

いうのは非常に子どもにとって魅力があると思いますので、精一杯できる限りの提案をいただければ、バックアップをしてみたいというふうに考えています。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今後数年は熊本地震の影響で、多少は入学者が増加すると思いますが、長い目を見た場合、本当に今町長の答弁にありましたように、日本一とんがった部分という表現がありましたけれども、それを目指さなければ、ある意味存続の危機に陥ってしまうのではないかというふうに思っております。日本一とか、とんがった部分を目指すには、これも町長の答弁にありましたように、南阿蘇以外の生徒を入学させる動機の必要性、またはその中学生を生活させる環境、すなわち寮や下宿といったものの整備が不可欠なわけであります。このような考えを高森高校側はもちろんのこと、町民の皆さまと共有して、環境づくりが確実に行われるよう、町としても議会としてもバックアップがぜひ必要だと思います。また、同窓会長という私の立場からしても、このことについては学校側と議論したことはありませんので、早急に機会をもちまして議論してみたいと思います。

それから、高森高校側から、今回一般質問をすることで、いろいろと話を聞き、資料もいただきました。その中で要望事項がありました。ぜひとも執行部で検討なされ、実行していただきたいと思いますが、現時点で対応が可能かどうかお尋ねいたします。

まず、学習環境の整備としてのICT機器の購入補助、次にスタディサプリの受講補助、このスタディサプリについては町長と教育長に内容説明がなされているかと思えます。最後に、高森中の敷地内から高校へ車が通れる橋を架けることができないか、以上3点であります。お願いします。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） 私も議員と同じように、高森高校の学校評議員の一員として、校長先生のお話等はいろいろお伺いしております。それからまた、近々懇話会というのが開かれまして、同窓会、それから後援会、教育委員会、校長先生、PTA等が集まって話し合いがあるということで、これは3回目なんですけれども、いろんな動きが出てきて、校長先生も非常に積極的に取られているということは知っておりますが、あとは町の問題で町長のほうでお話があるかと思いますが、私はこのICT等については、先ほどもちょっと申し上げましたが、県の教育委員会が管轄でございまして、県の教育委員会は県立学校のICTの導入は非常に遅れております。従って、今年から県立高校にシフトを替えて、今までは高森も非常に支援していた

だいて、研究指定もいただいているんですけども、県立高校をどうかしたいという流れが今ありますので、ぜひそういった流れの中に高森高校も入れていただきたいということを申し上げているところでございまして、また町もそうですけど、いろんなところから企業等も含めて支援等をいただいておりますので、そういうところにも私のルートの中で呼びかけをして、高森高校にぜひ何かそういう支援ができないかということは側面的には動いておりますので、まずはそれをお話させていただきました。以上です。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議員の御質問にお答えします。

学校のICT環境に対してバックアップしていただけないかということだと思います。これは基本的に私、県の教育委員会がやるべきだというふうに考えております。当然、そういう中でもし基本的な形が出来上がっていて、高森小学校・中学校は全国のICTのレベルのもうほぼトップクラスです。環境もトップクラスです。ですから、中学校から高校に行って、やはり少し環境が、県が整えてはいただいたけど、少し足りないとか、そういうところであれば、その時点でまたふるさと納税の活用であったり、若しくは当然そのときは議会にお願いして、一般会計でのお願い等々も出てくるのではないかなと思っております。

スタディアプリの活用に関しましては、これは芦北高校が全額補助で入れておりますし、非常にこのアプリに関しては効果があるというのは全国の複数の自治体で確認がなされているわけでございます。当然、高等教育で学びが基本ですので、そういうところを高森高校側がバックアップしていただきたいというところもあるとは思いますが、このこともやはり県教委が主体となってやはりこの今、熊本市内に通学がやりにくい、高森、南阿蘇の環境をよく理解をしていただいて、やっぱり特色ある学校づくりに、県立高森高校が目指しているわけですので、そういうところを県教委がバックアップを、主体となってやっていただければと。若しくはその要望等であれば、町も当然一緒になって要望してまいりたいというふうに思います。その中で、またどこかの部分で足りないというところがあれば、当然それはまた議会にお諮りをして、議員の皆さまの御意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに思っております。

それと、一番、おおっと思える、この高校と中学校の橋を架けるということですね。これは実は私も正直言って、何か月前、言ったことがあるんですけど、そもそもがこの高校と中学校のあのゾーンというのは、非常に大事な教育ゾーンであり

まして、やはり本来であるなら、しっかりしたそういう教育ゾーンの位置付けということも、違う意味でやっていきながら、その中での利便性、若しくは防災的な意味合いをもった環境設定、設備が必要だということで、順を追ってやっていけば、私は可能なこと、そして必要性が、それが橋ではなくて、例えば道路であったり、そういう行き来ができるような環境というのは、やはり必要があるのではないかなと。ただ、それはただ単にハード事業をバーンとやりますではなくて、やっぱりしっかりした教育の部分の枠組みをしっかりと指定して、そしてこの中での安全性を担保するためにというようなこの流れを、一連の流れをしっかりとつくっていただいたり、そういう議論をする場を県立高森高校と一緒に与えていただく、若しくは議会の皆さまと一緒に議論をして決めていくという方向性であれば、私は非常に有効性というか、良いことだなというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） それぞれの項目について答弁いただきました。

高森高校との、高校の校長との談話では、高森スーパーグローバルハイスクール構想として、関係機関や大学との連携を強化し、思い切った改革を実行したいとのことでしたが、これからの高森高校には必要なことであると思います。しかしながら、現状を鑑みた場合、生徒が集まりやすい環境を整えやすい時期ではないでしょうか。そのためには本日の私の一般質問のような、即効性を求める対策を講じることも重要なことであり、また継続して入学者数を維持させることは、それ以上に重要なことであると思われまます。地元にある高校の存在意義を考え直すよい機会でもありますし、スポーツや文化系の部活動、それにも増して学習面での特色と、高森高等学校のこれからの期待するところでもあります。

最後に、県立高森高等学校の存続なくして、高森の経済の発展はないということ、皆さま方と共有し、高森町や地域住民の皆さまの高森高等学校に対する支援も応援もお願いし、地元高校の同窓会の組織を強化することを目指しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。しばらく休憩いたします。11時10分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） おはようございます。1番 牛嶋です。一般質問をさせていただきます。

まず、先の熊本地震により多大な被害を受けた阿蘇地域において、本町高森町は比較的少ない被害で済みましたが、町長におかれましては、南阿蘇全体の被害対応のリーダーとしてたいへん忙しく活動されていることは存じておりますが、くれぐれも健康に注意されて活動されることをお願いいたします。

先の6月議会において、一般質問が取りやめになり、準備していたものと内容が少し変わりましたが、何点か質問させていただきます。

稼げるまちづくり会社の設立を目指して準備がされ、6月に一般社団法人の登記ができ、事務所開きが行われました。この法人はPPPの下、設立された会社と思われるが、どうであるか。稼ぐ会社ということは、独立採算で運営していくものと理解しております。今後、公金の補填はないと思いますが、もし公金の補填があれば、今までと何ら変わらない事業になってしまうかと思えます。このことについて、町長の所信を伺いたいと思えます。

また、小国町も8月に新電力会社を設立しましたが、小国町はPFIでの設立で、民間資金が入っています。赤字が出て町財政からの補填はせず、撤退をすると明言しております。

次に、地域おこし協力隊の参加が、今年度4名になったと聞いております。高森町から委嘱を受けた職員として、特産品のブランド化や観光立町への手伝いをされると思うが、どのような人材の皆さんか、町民には知らせているのでしょうか。TPCでは、自己紹介だけで終わっているが、ほかにどのようにして町民と関わりをもっていく計画があるのかを伺いたいと思えます。

最後に、高森まち・ひと・しごと創生総合戦略長期ビジョンの冊子でございます。高森町の将来の理想が記してありますが、この冊子をどれだけ町民の方がご覧になっているかということがあります。せっかく作った資料でございますので、見てもらって初めて役に立つものと思えます。

以上、地方創生、まちづくりに関しての質問であります。震災の影響で、計画の

修正など、舵取りの難しさは理解いたしますが、明確な答弁をお願いいたします。

まず第1に、まちづくりの法人化について、3点ほど質問させていただきます。稼げるまちづくり会社を立ち上げたということで、一般社団法人の設立準備をされ、この度、登記が済み、会社登録ができたということではありますが、会社組織の内容説明を議会に事前に説明されるべきではなかったか。理事の方の氏名及び約款等の内容をちょっと議会のほうと協議されるべきじゃなかったか。また、以前、立山議員の質問もございましたが、今度は登記をした後の内容の説明を伺いたいと思います。今回のモデルは、PPPの公民連携を念頭に行われたと思いますが、いかがかお伺いをしたいと思います。これは政策推進課長、お願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） おはようございます。1番 牛嶋議員の質問に対してお答えしたいと思います。

まず、会社組織の内容説明をされるべきではなかったのかという御質問に対しまして、一般社団法人TAKA r a MOR Iについて、まずは御説明させていただきますと思います。

まず、一般社団法人というのは、事業に制限がなく、公共事業だけでなく、収益事業を行い、利益を得ることも可能という会社でございます。名称といたしましては「TAKA r a MOR I」、これはローマ字表記をさせていただいております。このTAKA r a MOR Iという名称の由来につきましては、「TAKAMOR I」の間に「r a」という字を入れております。ですから、高森の中にはまだまだたくさんのお宝がある。それから、宝で切って、後ろが盛りということで、宝が盛りたくさんという意味も含まれております。平成28年6月の中に登記が終わりまして、これで設立とさせていただいております。

役員といたしましては、一応設立当初といたしましては5名です。代表理事を草村町長に務めていただいております。それから、理事が3名です。高森町観光協会長、それから建物が2つありますけれども、駅前の事務所と湧水館の近くですね。湧水トンネルの近くです。そのデザインであったり、内容の設備であったり、そういったものに御協力いただきました国立大学法人熊本大学の准教授の先生、それから設立までの事務的なもの、それから今の経営に関しまして、いろいろ御助言をいただいております熊本学園大学専門職大学院の准教授の先生、それから幹事といたしまして、町内の金融機関の支店長ということで、5名でやっております。

それから、事業年度は1月1日から12月31日の1年間となっております。た

だ、初年度につきましては、設立日から12月31日までとなっております。

会社の概要及び実施予定の事業内容につきましては、平成28年3月議会定例会におきまして説明をさせていただいております。なお、会社の設立登記に際しまして、法人の目的であったり、事業内容及び役員等に対して、議会に対しておっしゃるとおり説明はいたしておりません。改めまして、今回、事後にはなりましたが、こういったことということで報告をさせていただきたいと思います。

それから、TAKARA MORIの今の現状につきまして、若干触れさせていただきたいと思います。駅前の事務所につきましては、一応まちづくり戦略の企画・立案及び実施というのをメインにいたしまして、観光客の誘致であったり、交流促進、それから商品及びイベントの企画開発等もやっております。

それから、湧水トンネル近くのウォーターフォレストという施設につきましては、一応商品開発及びレストラン等を行いまして、町の宣伝等を行なっておりますし、両方の施設でまちづくりに関連する調査及び研究ということをやっております。

それから、観光まちづくり施設等の建設・管理及び処分ということで、それも事業に含まれておりますので、これについてはもう実施が行われたということになっております。

それから、これからやっていくことといたしましては、引き続き町のことを世間に発するだけではなく、これから高森町で必要な特産品の開発に力を入れていきたいと思っておりますし、今は熊本地震の影響で公共交通機関であったり、アクセスに若干難がありますけれど、観光客の誘致、それから交流促進については引き続き行っていくつもりです。

それから、ホームページもありまして、そのホームページは多言語化ということで、日本の方だけではなく、外国の方にも全世界というわけではないんですが、一部アジアの言葉であったり、英語であったりということでやっておりますので、国際的な役割も果たしていきたいと思っております。

簡単でございますが、以上でございます。御質問の前段につきましては、以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 自席から失礼いたします。

法人TAKARA MORIの登記が済んだということでございますが、2点目におきまして、資金の問題でございます。法人設立時には財産保有の規制はないが、準備段階から使用した資金は、地方創生に利用する交付金だが、これは地方自治法

第221条第3項に規定する法人に属すると思われま。これについて間違いないか伺いたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 自席から失礼いたします。

ただ今の質問に対しまして、議員さんのおっしゃるとおり、地方自治法に規定されております。若干、地方自治法について詳しく述べさせていただきたいと思ひます。221条第3項の前に、221条の第1項というのがございまして、そこに普通地方公共団体の長ですね、高森町でいえば町長です、は予算の執行の適正を期するため、権限を有する者に対して収入及び支出の実績の報告を徴することができますし、予算の執行状況について実施調査することができるかとされております。その中で、その第3項ということで、この規定は地方公共団体が出資している法人で、制令で定めるものということで明記されておりますので、ただ、この制令で定めるものというものが、また別段法令がございまして、これは地方自治法の施行令第152条第1項に規定されております。その中には、221条第3項に規定する法人で制令に定めるものというのは次に掲げる法人とするということで、その第2号の中に地方公共団体が資本金、基本金、その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人と明記されております。今回の場合が資本金、基本金というよりも、その他これらに準ずるものという判断をさせていただくのが適当かなと思っておりますので、今回そういったことで地方自治法に規定する法人に属しているという判断でさせていただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 3点目に移りたいと思ひます。

特定の法人、地方自治法第243条の3、2項であれば、経営状況を示す書類を議会に提出するということが義務付けられておりますが、これについて伺います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） ただ今の質問に対してお答えさせていただきます。

経営状況を示す書類の提出義務につきましては、地方自治法第243条の3第2項に定められております。221条第3項の法人につきましては、毎事業年度ごと、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出しなければならないというふうに明記されております。このことから、関係書類は原則、法人の決算後に提出しなければならないというふうには判断すべきでございます。議会の提出につきましては、町の歳入歳出決算時に報告されているという自治体が結構多いのですから、高森町

も今、判断せざるを得ないところは、先ほど申しましたとおり、TAKARA MORIの決算時期が12月末ということで、それを9月の決算時期に報告するとなると、随分時間が経ちますので、これにつきましては決算の時期も勘案いたしまして、今後どのように対応すればいいかという協議をさせていただきまして、また報告させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） まだ出来たばかりの法人でございますので、大変かと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、第2といたしまして、現在、高森町に地域おこし協力隊の隊員がおりますが、本年度は4名採用されたと聞いております。職員の委嘱期間について、国の制度では1年から3年間の期間がだいたい妥当かというところになっておりますが、本町での委嘱期間について、どれぐらい考えられているのか伺いたい。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 2点目の地域おこし協力隊の活動についてということでお答えさせていただきます。地域おこし協力隊の地域協力活動を行う期間につきましては、高森町では現在4名に対して地域おこし協力隊員として委嘱させていただいております。期間は概ね1年以上3年以下と定められておまして、高森町としては現在のところ定められた期間と考えているところでございます。ただ、4年目以降も地域おこし協力隊員として配置は可能でございますが、それになりますと補助金等の対象ではなくなりますので、そのあたり御本人の意思も確認する必要がありますけれど、延長するのであれば、ほかの雇用形態も考えざるを得ないというのが現状でございます。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 地域協力隊員に対しましては、少しでも長くいていただいて、高森町を良くしてもらおうように協力していただきたいと思いますが、この地域おこし協力隊の隊員に関しまして、TPCで以前放送されておりましたが、ただ自分たちの自己紹介だけで一応終わっていたような記憶がございます。あの程度では地域、町民の皆さんにどの程度理解されているのかということがありますが、今後、地域協力隊が短い期間でございますが、どのように町民の皆さんに紹介し、また協力をお願いするのか、どういう計画があるかお伺ひいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） ただ今の質問に対してお答えさせていただきます。

現在、4名のうち1人につきましては、3年目の隊員になっております。その1人につきましては、2年間、高森町内のいたるところで事業実施に加わっております。その事業実績により、関わった地域の理解度や知名度というのはかなりあります。ですから、地元に行っても、結構皆さんのほうからお声をかけていただいたりということで、知れ渡っているところではございます。しかし、3名につきましては本年の4月からということでお願いをしております。御存じのように、熊本地震の影響もありまして、活動の開始というのが非常に遅れております。しかし、今、本人たちは積極的に活動しているのが現状でございます。地域おこし協力隊の紹介ということは、町としても必要でございますが、隊員各自が事業を実施することで、住民と交流すること、それから自分で、私は地域おこし協力隊ですよということでPRしていること、これも重要だと思いますので、今後は本人たちにも話をいたしまして、その部分に力を入れて、本人から私は協力隊というものもPRして、それで町の中で交流をしていくようにということで考えております。以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 地域おこし協力隊につきまして、3点目、最後でございますが、隊員の3名の方がまだ新人で、高森のことをそれほど御存じないかと思えます。高森町の教育委員会が27年度発行の道徳教育資料「高森の心」、また高森町の文化財、28年度発行のですね。こういう冊子がございます。こういう冊子を大いに利用していただいて、地域協力隊員の皆さんのお役に立てればと思えます。また、これを読んでいただければ、高森町のことがよく分かるかと、理解ができるかと思っておりますが、こういう冊子を役に立てていただきたいと思えますが、町長のほうといたしましては、どういう所信をもっておられるか伺いたい。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 1番 牛嶋議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まちづくり会社の法人について、そして地域おこし協力隊の活動についてというところでございます。まず、基本的に議員が一番御理解だと思いますが、議会でも地方創生特別委員会もつくっていただいて、その中でもいろんな議論をしていくべきだし、当然、議会からの厳しい御質問等も委員会の中で、委員長さんのリーダーシップの下で職員も説明をしていく所存でございます。そういう中で熊本地震が起きまして、当然、スタートが遅れたというところでございまして、6月7日に登記をいたしまして、オープンしたのが7月31日ということで、もう既にこの7月31日にオープンということが戦略の始まりでございます。南阿蘇鉄道の一部区間と

一緒に始めたと、少なくともそういう思いで行動を起こしているということだと思います。当然そういう中で、このまちづくり会社の法人の説明、中の説明等々はやっていかなければいけないというふうに考えております。ただ1点、議員さんは一番お分かりだと思いますが、このまちづくり会社の代表を私が実は務めております。当然、最初にPPPの念頭があるかというふうにお尋ねをいただきました。これは今、全国の自治体は当然そういう民間と公の連携というのはやっていくわけでありまして、当然高森町もその方向性であります。ただ、やはり私は思うには、これはやはり交付金が入っていますので、職員も稼げる会社づくりといいながらも、やはり一方では交付金、公金というところがございますので、その縛りというのは非常にやっぱりそこも消化していかなければいけない。その結果が、例えば私が初年度は、立ち上げ時は代表を務めた。そうすると、町民の方から見た場合に、町がやっている会社じゃないかというふうな、もう見た目の部分の判断になってくると思います。当然、然るべきだと思いますし、本来であるなら、私自身は今後はトップに立つ方も民間から、例えば公募するとか、本当にそういう手法に徐々にもっていかなければ、最終的にはPPPであったり、PPPの中に属するPFIにはなり得ないのではないかなというふうに考えております。そういう中で地域おこし協力隊が頑張っていたいておりまして、今、馬原課長の答弁にありましたように、1名の方は長くいらっやって、地域に根差されております。しかし、これも議員さんも思われているかも知れませんが、そのイベントに接していただいている住民の方にとっては、非常に面識があられる、仲がよくなっているというところがございます。ただし、わずか2年で高森のこの広い町内、色見、山東部、野尻、草部ある中で、やはり一部でもその1名長くいらっやってる隊員の方が、町民の方と手を取り合って、例えば「高森じかん」であったり、例えば草部北部であったり南部であったり、野尻であったり、出掛けて行ってやってきたという事実は、これは評価するべきだと思いますし、頑張っていたいてるというふうに思います。今年、地域おこし隊員になられた方は、当然、議員さんがおっしゃるように、周知がTPCで、高森ポイントチャンネルで自己紹介をただけだということで、まさにおっしゃるとおりでございまして、高森ポイントチャンネルは非常に大きなツール、一つの住民に対してちゃんと情報を共有する、一つの大きなツールなんですけど、やはりもっともっとそれも活用もしていかなければいけません、御本人さんたちがやっぱり地域に出掛けて行かれる、イベントに参加をされる、学校等々のいろんな子どもたちの何か行事があるときに参加する等々をやっていただければ、さらに短い間で

の周知徹底になるのではないか。そういう中で、そもそも高森町の文化であったり、歴史であったり、そういうところを知るには、高森町がこの道徳教育資料「高森の心」等を出しておりますので、それを見られるというのはもう当然議員さんがおっしゃるとおりでございます、多分まだ見ておられない。若しくは見られていたかどうか分かりませんが、そもそもこれは在庫に関しては教育委員会か、若しくは行政が持っておりますので、これはすぐにでも御本人さんたちの分を差し上げて、しっかり見ていただきたい。そして、勉強していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） ありがとうございます。地域おこし協力隊の隊員の皆さんは、ますます頑張ってもらえるのを期待したいと思います。

最後に、高森まち・ひと・しごと創生総合戦略、長期ビジョンの冊子がございます。これは先ほど町長も持っておられました、これは全戸に配布されていると思いますが、分かりやすく高森町の現状、将来の見通しが説明してあるので、ぜひこれは町民の皆さんに目を通していただきたい大事な冊子かと思えます。この中で、高森町の先進事例の町村として、岩手県紫波町、長野県下條村が紹介してありましたので、少し調べさせてもらったところ、草村町長が進めている今の高森まちおこしのヒントがございました。岩手県紫波町の場合は、PPPやPFIの活用をやって、実績を上げております。また、長野県下條村は、村職員を民間企業へ研修に出し、民間の厳しさを経験しての意識改革をされております。その結果、資材支給事業、若者定住促進事業など、次々と新しい事業を展開しております。町長の手足となる職員が、このことをどれだけ理解しているか、住民をいかにして自治に関わらせるかなど、難しい問題であります、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 牛嶋議員の次の御質問にお答えさせていただきます。

高森町が策定いたしました、この高森まち・ひと・しごと創生総合戦略、長期ビジョンの最後のページに、終わりに、岩手県の紫波町、長野県下條村のような取り組みを、このような先進事例を学びながら、独自の財源確保策を検討する必要があると。財源の確保ができれば、自立した施策運営が可能になり、真に町に必要な取り組みができるというふうに掲げております。当然、この取り組みの一つが先ほどのまちづくり会社でございます、TAKARA MORIでございます。その前に、まず職員の理解度はどうなのかということでございます。このまち・ひと・しごと

のこの総合戦略は職員の中で、また外部の意見も取り入れながら、議会にもお諮りをしながら出来たビジョンでございます。そういう中で、当然、関わっていた職員さんは、この岩手県の紫波町もこの下條村も知っております。じゃあすべての職員がこの理解をしているかとなると、これはやはりなかなか担当課以外であれば、この町はすごいな、この市はすごいなというところで止まっている若手も多いと思います。当然、毎日抱えている仕事の量もすごく多くなっておりまして、そういう中でも、今日このような機会を与えていただきましたので、非常に職員も一般質問の内容を聞いておりますので、ああやはりしっかり自分の時間を使って調べなければいけない、若しくは今後、岩手県に行った場合、例えば何らかの形でこの下條村の近くに行った場合には、長野県に行った場合には、ちょっと寄ってみようかなとかいう意識改革が今後表面に出てくるのではないかと期待をしているところでございますので、たいへん有難い一般質問をいただいたなと思っております。

そういう中で、議員、一番民間から来られましたのでお分かりだと思いますが、やはりこの一つは全国の、例えば四国の町であったり、下條村であったり、紫波町であったり、とんがった非常に評価を受けている自治体の特徴があるのは、約20年から25年間、以前から取り組んでいると、これはもう本当に共通をしているところでございます。私自身、多くの自治体を見て、ここはすごい、あそこはすごい、うまくやっている、すごいなというところは、大半、1990年、要は竹下内閣がふるさと創生資金をばらまいたときに、あの頃からまったく違う施策をやっているところが今全国で評価をされているところと、私は断言していいのではないかなというぐらい、皆さん取り組みが似ています。要は、施設を造らずに、その頃PFIであったりPPPであったり、言葉がなかった時代に、誰かリーダーがいらっしゃって、民間と公を合わせたやり方をやっていたところが、今全国で有名になっているところではないかなと。もう私自身どこも、海士町もそうですけど、上勝町もそうですけど、もうすべてそうじゃないかなと、高知の檮原であったり、そうだと思います。そういうところの市町村の特徴というのは、財政調整基金が50億円を優に超えている、ほとんどの自治体が超えている。そして、借金がほとんどないと、職員の数が少ないと、典型的にザが付くぐらいもう三つ揃っている。典型的な20年、25年取り組んできた自治体だというふうに、私自身思っております。その自治体を今後参考にして高森型をつくる、そのきっかけがこのTAKARA MORIだと、そしてこの総合戦略だというふうに思っております。今後、やはり職員にもしっかりこの下條村であったり紫波町の取り組みというのをやらなければいけない。

特にこの下條村は参考になるところがあるのではないかなと思います。紫波町にしましては、盛岡市のベッドタウンということで、熊本市でいうと菊陽町と大津町の間ぐらいの地域ですので、非常に施策が打ち込みやすいというところもございます。ですから、下條村のこの取り組みであったりということに関しては、腰が引くことなく取り組めるような職員がこれから若い世代育っていますのでできるのではないかな、そのためにはこのように各議員さんが書いているのを、お前らちゃんと、あなたたちは見たのかと、ちゃんと勉強しているかということをやむを得ず職員にも叱咤激励、私にもいただければ、当然一緒になって、職員と一緒にさらに勉強して、高森型バージョンをつくるために、これからさらに頑張っていきたい。そして、一つ一つのことを議会に、地方創生特別委員会でしっかり御説明を差し上げたいというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 今、答弁の中でございましたが、最後に総合戦略の一環として、現在の高森町公共施設の在り方検討委員会が発足いたしました。今後の新規事業に関して、PPP、PFIなどの公民連携の活用をどのように進められていくか、町長に伺いたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

議員の最後の御質問だと思います。総合戦略の一環として、今後の新規事業に関して、このPPP、PFIの公民連携の活用の計画はあるのかということでございます。このPPPとPFIという言葉が、多分議会を傍聴していただいている住民の皆さまであったり、若しくはなかなかお年寄りの方は馴染まないと思いますが、よくいう民間に委託するとか、大まかに言えばそういうふうなことでございまして、民間とその公の力を合わせるということです。このPPPの中にPFIというのが実は形であります。PPPとPFIの違いというのは、PFIはどちらかといいますと、役場の職員さんが事業の段階でいろんな計画を立てて民間とやっていく、PPPの場合は最初からもう民間が事業計画の中から入っていくということで、今はPPPのほうが多いのではないかなと思います。その中でPPPの中でも民間と一緒にやっていく中でも、1、直営型、2、アウトソーシング型、3、地域共同型・連携型、4、民設民営型、5、民営化型というのがありまして、これは例えば既存の施設であれば、高森も以前、指定管理等の制度を使ってやっておりますので、ある意味、PPPであったりPFIだったりをチャレンジしたこともあると。特にP

F Iに関しては、指名入札、公募入札をやりますので、高森の例えば温泉館であったり、過去の首長さんがなされている施策の中では、そういう民間の活用ということでやられている。ただ、なかなかうまくいかないところも実はあったからこそ、今ではないかなというふうに考えております。新しい施設等々に関しては、新規事業に関してのPPP、PFI、これは新規事業というのは、まちづくり会社の新規事業の一つですので、これは当然、PPPの方式というのがベスト、当然そうなる公的な資金の流れというのは、これは限定されますし、当然、議員さんおっしゃるように、公金を入れない、独立採算性でやっていけるような環境を模索していかなければいけない。しかし一方では、国の地方創生計画で公金が数年間入っていますので、その間、事務的な手続きであったりというのを同時並行してやっていかなければいけませんので、私は最終的に今、高森がやっている新規事業に関して、補助金を最初からいただいてやる事業に関しては、最終的にはPPPやPFIに持っていくのが一番いいんですけど、それは補助金をいただく以上は、それに対して説明を国に対してちゃんとやる間は、全部がPPPであったりというのは非常に難しい部分が出てくると思いますので、新規事業に関して、単独予算でやる分に関しては、今後もしできる限り、私はそういう民間と共同していかなければ、連携をしていくべきだというふうに考えております。ちなみに、これは新規事業という形で申しますと、やはり一つの事業ではないんですが、今、公共施設の在り方の委員会を開いておりますが、やはりこの公共施設に関しても、以前から言われるように、このPPPの中で当然直営型もその中に含まれておりますので、しっかりした議論をしていく、そして最終的な判断をやるべきではないかというふうに考えております。以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 明確な答弁をいただき、ありがとうございます。

私も今後、町民の皆さんのため日々勉強をし、少しでも役に立てるよう行政と協議しながらいきたいと思っております。

余談でございますが、今、町長が途中で補足説明されましたPPP、PFI、またはPDCAなどの略語、こういう略語とかカタカナ文字は、町民の皆さまにはなかなか理解が難しいかと思っております。お願いというか、高森町の冊子に関しては、今町長が言われましたように、もう少し砕いて分かりやすいような言葉にさせていただくと、まだ皆さんも冊子が読みやすいような広報が、また読みやすいようなほうになっていくかと思っておりますので、よろしく検討をしていただきたいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。午後1時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

一般質問の前に、午前中の1番 牛嶋津世志議員のほうから発言の訂正の申し出があつておりますので、許可いたします。

1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 1番 牛嶋でございます。

先ほど一般質問を行いました。最初の冒頭部分におきまして、「6月議会において一般質問が取りやめ」ということで発言いたしましたが、「熊本地震による対応等により一般質問を自粛していた」という発言に替えさせていただきたいと思っております。

○議長（田上更生君） それでは、一般質問を行います。

8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） こんにちは。8番 本田です。

今定例会におきまして、一般質問のお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、4月に発生をいたしました熊本地震を振り返ってみまして、感じたこと、避難所の対策につきまして、太陽光発電の設置についてと、2点目に停電に伴って起きます水道の断水対策として、動力発電機の準備はどうかと。また、私の地元上色見の水道の問題になりますけれども、上色見の水源地の現状について、また今後の対応・対策はどうかというようなことで質問をいたします。

4月14日に発生をいたし、丸5カ月が経ちました。被災者の皆さん方、たいへんな御苦勞を今もなされております。熊本地震によって亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆さま方に心よりお見舞いを申し上げます。

高森町におきましては、直接被害は少なかったものの、御家族、御親族の方々が被害に遭われた方、たくさんおられると思います。重ねてお見舞いを申し上げます。

4月14日、午後9時26分、熊本地方を震源地とする震度7、マグニチュード6.5という大きな地震が発生をいたしました。この地震により、益城町周辺では大変な被害が発生をいたしました。地震発生後も度重なる余震のために、関係の自治体、また周辺におきましては、避難勧告が出されておりました。当然、高森町におきましても避難勧告が出され、私たちの地域は高森町町民体育館が避難所になっておりました。私の家族も避難をいたしましたけれども、私も当然、避難所に行くのが本当かと思いましたが、私、両親、年がいておまして、非常に避難所に行って、みんなに迷惑がかかると、俺たちは行かんと申しますものですから、私は両親と3人、家におりました。度重なる余震の中に、4月16日、午前1時25分、やはり熊本地方を震源とする震度7、マグニチュード7.3というたいへん大きな地震が発生をいたしました。この地震により、益城町周辺には本当に追い打ちをかけるような被害が出ました。また、私どもの隣村、南阿蘇村、また阿蘇市、産山と、広範囲に被害が出たわけであります。私は最初、あの立野の大橋が崩落したと、落ちたと聞いたときには、嘘だろうと私は思いました。本当に信じられないような感じでした。また、俵山トンネル、戸下の下の橋がございませけれども、その周辺の道路等の崩落によって、道路が寸断をされてしまいました。今では、唯一グリーンロードが私たちの熊本へ行く道路であると思えます。

地震発生時、私は家のほうに親子3人でおったわけでありますが、2階の部屋におりました。たいへんな揺れを感じました。家が壊れるのではなからうかというぐらいの恐怖を感じたわけであります。下にいる両親のもとに行き、早く家から出るよう指示をし、車の中に避難をさせました。私の家内も当然避難所に行っておりまして、避難所に行っている家内も帰ってまいりました。避難所も相当揺れたそうであります。避難されている方々も、やはり家族が心配になり、家のほうが心配になり、そういった確認をするために、皆さん方は家に帰られたそうであります。私たち家族も無事だということを確認いたしますと、私の家内もまた避難所のほうに行ったわけでございます。私はその後、避難所をのぞきに行きました。そして、この役場に来たわけでございますけれども、途中、色見のほうを見ますと、異様にそのとき明るく感じたわけであります。色見の避難所になっている、避難をされている方たちの車の明かりだろうと思っておりました。役場に行きますと、通常の明かりではなかったと思いますが、明かりが点いておりましたので、この明かりは何の明

かりかというようなことでお尋ねをいたしましたところ、太陽光の電気の明かりと聞きました。後で色見の総合センターにも太陽光の設置がなされているというようなことをお聞きしたわけでありませぬ。

朝、夜が明けましたので、私がこの役場におりましたも何もすることがございせんので、色見のほうから回りまして、私は上色見のほうに、家のほうに帰ったわけでありませぬけれども、まず最初に色見の農協支所の周辺に人がたくさん集まっておられました。何かあったのではというようなことで尋ねましたところ、機械等を入れてある小屋が壊れ潰れたというお話を聞きました。色見の避難所に寄って見ましたけれども、もうその時点ではあまりおられませんでした。小倉原のほうに行きますと、小倉原の部落の中にございます神社がございますけれども、この神社の鳥居が倒れ、壊れておりました。前原を下のほうから、前原の部落のほうへ上がりますと、道路沿いに車の中に避難をされている方がいらっしやいました。中原、大村、そして私は自分の家に帰ったわけがございますけれども、別段、ほかには変わった様子はなかったように私は見受けました。

今回の避難所として使われたのが、何カ所ぐらい避難所が使われたのか。その中に太陽光の設置がなされている箇所が何カ所あるかをお伺いをいたしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 8番 本田議員の御質問にお答えをいたします。

高森町の避難所といたしましては、防災計画では15カ所を指定しております。また、両併の小学校を町外の協定をもちまして、一つ避難所としておりますが、今回は地震ということで、高森中学校、小学校体育館が使えない状態でありましたので、その他の施設を使いましたけれども、14カ所で避難所を開設いたしました。そのほかに4カ所ほど地域の皆さまが独自に避難をされた部分はありましたけれども、最終的に私たちが避難所として対応させていただいたのは14カ所ということになります。

それから、太陽光の設置ですけれども、大きくは色見の総合センターと、それから高森中学校にございます。それから、災害対策本部を置いております役場にございます。ちなみに、役場に置いております太陽光発電は売電はいたしておりませぬ。通常は余剰電力については、ほとんど災害対策本部を置くことになる部分に使用できるようにはなっております。また、付け加えて、どのくらい時間が可能であったかと申しますと、地震がございました14日が9時過ぎでしたけれども、およそ半

日は普通に何も制約をしなくても、災害対策本部としては使えるという目途が立っております。ただ、地震については、天候はあまり考慮しなくてもいいんですけども、通常の場合は台風であったり、豪雨でありますので、その電力を使いきった場合には、あとの時間は太陽光発電の充電した備蓄は当てにならないかというふうに考えております。ほかの避難所につきましては、それぞれがお持ちの発電機であったり、またこちらが持っておりました発電機を持ち込んだりして、なかなか全避難所には対応ができていなかったかというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 自席から失礼をいたします。

今後、このような太陽光発電等の計画等、そのようなことがありますでしょうか、ないでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 自席からお答えをいたします。

先ほど御紹介をいたしました、役場に設置しております太陽光発電、どんなに節約をしながら使ったとしても、1日が限界ではないか。それから、天候の問題もありますので、なかなか急場をしのぐということはできたとしても、何日もというのはちょっと難しい部分もございます。役場に設置しておりますのは、直接の工事費でおよそ3,000万円ぐらいかかっております。その6割ぐらいは太陽光発電の部分で、4割は蓄電池の部分です。ですから、この能力のものをいくつも造るのは、現実的ではないというふうに考えざるを得ません。ですから、今後、各避難所に配備するものは、小型のものを考えざるを得ないかというふうに思います。ただ、燃料の問題がございますので、ガソリン、若しくはその他のものになりますと、なかなか長期の保管ができません。そういったことも考慮しながら、機械の能力、それから燃料の問題等、いろいろ勘案しながら、やっぱり対応していかないといけないと思いますけれども、現在ございます小型の発電機をそれぞれの避難所に配備できるようにしたいと思います。また、その燃料の管理につきましても、なるべく固定した人間が維持管理ができるような体制をとればというふうに考えているところです。以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 私は今回、太陽光の発電等の設置をしたらどうかというようなことで質問をさせていただきましたけれども、今、総務課長さんのほうからの御回答によりますと、多額の経費がかかります。その対応策といたしまして、今、総

務課長さんのほうから、小型の発電機等におきましては前向きに考えていく必要があるのではなかろうかというようなことをございます。今回は地震でございましたので、避難される方も家の中に避難されるというようなことはあまり好まれていないと思いますけれども、今、総務課長さんからお話ございましたとおり、台風であったり、大雨の災害時の避難所が電気等が明るくなくても、点いているといたないとは、避難される方の気持ちが違うのではないかと思い、質問をさせていただきましたけれども、今、総務課長さんのお話のとおり、今後いろいろ、そういうことも考えていかななくてはならないことが起きるんじゃないかなと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。現状の気象条件等によりましては、本当に平成24年に災害がございましたけれども、こういった災害がいつ起きるか分からない、そういった場合の避難所として、もう今、総務課長さんの太陽光ではなくても、そのような対応が取られますならば、非常にいいのではないかと思いますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、停電に伴って水道の断水対策としてというようなことで、動力発電機の準備はどうかというようなことで質問をさせていただきますが、今の水源地の仕組みと申しますか、地下水をポンプで汲み上げ、その水を水源地のほうに送るような仕組みになっていると思います。しかし、この質問につきましては、今回のような大規模な災害の対策としては、私が言っている質問の内容は無理がございます。しかし、今の電気の話ではございませんけれども、台風であったり、大雨の際の各地域の、例を挙げますならば、色見地域の一部の停電、断水、草部があったとか、どこがあったとか、そういった場合の災害時に、そういう動力発電機等で、要領等が私は素人でございますが分かりませんが、持ち運びの、移動式のできる、対応のできる発電機等が準備してあれば、こういったときの対応ができるのではなかろうかと思っておりますけれども、そういったことが可能であるかないか、担当の建設課長さんのほうにお伺いをしたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 8番 本田議員の御質問にお答えします。

現在、町の給水施設としては、簡易水道施設が8施設、飲料水供給施設が8施設あり、それぞれ地区ごとの水源地から配水池へ給水を行っております。各地区の水源地の施設につきましては、取水量も異なりますし、ポンプの能力も違います。このことから、一概にどの程度の能力がある発電機があれば非常時に対応できるとは言えませんが、施設機器の管理業者の方に伺いましたところ、一般的に町市街地以

外の各地域の給水施設にある送水ポンプであれば、停電時に移動式の動力発電機の電力で送水が可能となりますが、平常時の電力の3倍程度の発電ができる能力がある動力発電機が必要となるようです。この購入価格としまして、1基200万円から300万円程度必要とのことでした。値段も高額になり、予算の関係もありますことから、今後、防災関係等で発電機購入等に適合する有利な補助等があれば取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 今、課長さんのほうから縷々、その地域の水源地への対応としての移動式の発電機が1基300万円ぐらいかかるというようなお話でございましたけれども、そういったやつを今後買うといたしましても、町長さんのほうから、災害時、災害の後に、一番最初にこういう時期でありますので、あまり金のかかる話をせんでくれというような話も伺ったようなときがございますけれども、今回の災害につきましては、自衛隊、この水の給水にあたりましては、役場職員の皆さん方、そして消防団の皆さん方、本当にこの給水等にあたって、大変な労力がいったわけでございますけれども、このような事態のときにそういった発電機等があれば、どこかの地域がそういう災害時に対応できるのではないかと、私思い、質問をさせていただきます。これを急々にどうにかしてくれというようなことではございませんので、今後ともいろんな、良い策等がございましたときには、よろしく願いをしたいと思います。

では、上色見の水道水について質問をさせていただきます。一つ目に、水源地の現状について、今後の対応・対策はどうかというようなことで質問をさせていただきます。現在、上色見には洗川に単独の水源地がございます。洗川の妙見神社横からわき出る自然湧水が、洗川の飲料水として使われておりました。しかし、この水では足らなくなりまして、現状では地下水をこの水源地までポンプで送り、これが洗川部落の水道水として使われております。今では自然湧水は使われておりません。この水は今、水の名水の百選に選ばれ、多くの方がこの水を汲みにお出でになっているような状況でございます。役場のほうにも、今回、補助等をいただきまして、看板の設置をさせていただきました。また、大村、中原、前原の水源地というのが、大村の上でございます。この水源地の仕組みと申しますか、この水源地におきましては、この水源地の上からわき出る自然湧水と、平原というところがございまして、ここから水を汲み上げ、その水をこの水源地に送っております。この地下水と自然湧水とを取り入れた水源地になっているわけでございますけれども、今回

のような大規模な災害におきまして、この自然湧水のお陰でこの地域は断水にいたっておりません。こういったメリットがあるわけでございますけれども、台風であったり、大雨の際に、この地域の水道水が濁ったり、不純物が混ざったりというようなことで、地元の方々から役場のほうにいろいろ苦情等、要望等がなされているのではないかと思います、いかがでしょうか。お伺いします。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） ただ今の御質問にお答えいたします。

上色見地域における水道施設は、当初、部落水道として管理されておりましたが、人口減少、地方分権、市町村合併、国の財政逼迫等による国の施策を受けて、色見簡易水道に編入し、最終的に厚生省の認可を受け、現在、色見簡易水道の一部として水の供給を行っているところであります。

パネルを用意しましたので、それで御説明いたしますが、先ほど議員さんが申されたように、上色見の給水の配管は洗川地区においては単独給水されております。大村地区においては、中原に設置されております平原水源地からポンプアップした水と、山から湧き水を合流させて、ここで合流しておりますが、大村、中原、前原地区、145世帯、377人へ配水しているところであります。要望につきましては、随分前から駐在員の方や区長の方々からお話がされておまして、内容といたしましては、大雨や長雨の後に水が濁るので、抜本的な改善を望みますとのことであり、以前から懸案事項となっております。それ以外にも、大雨や長雨の後に配水地域の住民の方から水が濁っている等の連絡があり、話を伺いますと、浴槽に水を入れたら茶褐色に濁っているや、水に砂が混じっている等のお話があり、この山からの湧水を合流させて配水しているため、特に大雨が降ったときなど、水が濁る現象が生じております。以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 今、課長さんのほうから水の水源地の仕組み、またそれがどうやって送られているかというようなことで御説明がございました。そして、地域の皆さん方からいろいろ苦情・要望等がなされておるといような状況を今聞きましたけれども、そのような場合、このような事態が発生しましたときに、この役場のほうではどのように対応されているのかをお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 自席から失礼をいたします。

まず、配水地区で一番低いところになっております中原地区、ここの消火栓がありますので、そこから濁った水を消火栓から5分から10分ぐらい流して、濁った水を抜いております。それと、梅雨前や必要に応じて、大村の湧き水、遊水地まで上りまして、山からの湧き水用のタンクを、このタンクを清掃しております。そういったことで対応しております。以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 今、中原の、今説明にございましたけれども、その場所、地域が一番低い地域になるだろうと思います。そこの消火栓等で消火栓を開け、その濁り水とかを今その対応をなされている。また、役場職員の方が年に何回か、この水源地上り掃除をなされているというようなお話でございますけれども、たいへん御苦労さんでございます。私は今、課長の御答弁にもございましたけれども、これだけですぐ対応ができています、そして解決ができていなければ、これでいいんではないかと、これだけでは十分、私は対応できていないと思いますが、それは解決できていると思いますか。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 自席から失礼いたします。

ある程度の期間、効果はありますけど、大雨がまた降った場合などには濁るようで、根本的な解決策にはなっていないのが現状であります。以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 根本的に解決がしないというようなことであれば、この平原から水が地下水を送水されております、この水と山からの湧き水との合流してこの水源に入っておりますけれども、この割合がお分かりになりますでしょうか。この平原から上がっている水と、地下の山からのわき出ている湧き水との割合等が分かりましたらお願いをしたいと思っております。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 現状としましては、平原水源地から汲み上げた水を大村のタンクに送水し、足りない分を山からの湧き水で補い、各地区に配水しているような仕組みを取っております。正確には把握できませんが、汲み上げた水が7割から8割程度、山からの湧き水が3割から2割程度で、3地区を賄っていると思われまます。以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 今、平原から送水をしているこの地下水、この地下水が7割か

ら8割、自然湧水が2割から3割というような御回答でございますが、この自然湧水を使わずに、この地下水を、送水をいたしておりますこの地下水だけで、この大村、中原、前原まで、この地域が補えるか補えないかをお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 夜間とかは給水が間に合うと思いますけど、使用時間帯によりますが、使用料のピーク時、大村、中原、前原地区の使用料のピーク時、いわゆる午前中の洗濯をされる時間帯とか、夕方の夕飯、入浴の時間帯など、水を多く使用される場合には、地下水だけでは配水が追いつかなくなり、地下水のタンクが少量となり、水圧不足や、引いては断水の状況になることが考えられます。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 地下水だけでは、この上色見の地域が補えないということでありますならば、それを解決するためにはどうしたらいいか。今、水源地の上からわき出ておりますこの自然湧水、この自然湧水を上手に濾過装置等を造り、その濾過したやつをこの水源地の中に入れる方法を取るよりほかはないと思いますけれども、私ども大村、洗川の駐在員さん、そして大村の区長さん、中原の区長さん、前原の駐在員さん、8月29日の日にこの現場を視察をさせていただきました。この視察をさせていただきましたけれども、現場確認できましたが、今私がこの濾過装置等をしてもらえないだろうかというようなお話をしておりますけれども、途中まで道路がございます。2トン車が行くぐらいの道路でありますけれども、それから山の中に入り、奥まで大分険しい道を歩いて上りました。みんなで話した、私ども素人集団で話したんですけれども、濾過装置と申しますか、上からの自然湧水を取り込んでいる場所が、非常にこの小さいところに水が入っているわけなんです。その水の入り方が、水が入って濾過してこう行くのではなくて、ここにもうどんどん入って、相当の水がこれは入っていると思います。私は、上色見全部ぐらい補うぐらいの水があるのではないかというぐらいの感じの水の量でありました。しかし、今、私が言いましたとおり、こういった斜面の、大分急斜面を上っていきまして、工事なんか、そういった私が言っているような施設が造れるというような状況じゃないと、私たちは思ったわけでございます。このタンクを整備することができないのであれば、タンク整備以外に考えられることはないでしょうか。よろしく願いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） これは私がちょっと考えたんですけど、例えば平原のポン

プの馬力、これを強いものにして、平原からの大村配水池の量を増やす。供給する水と補給する水、この水をバランスを取ればもちこたえられるか、この水は要らないのではないかということも考えておりますけど、基になるこの平原水源地の取水量等を増水できるか、埋蔵量というか、地下水の保有量がどのくらいあるか等を調査してみないと分からないことでありまして、ちょっと今、未確定な事項であります。以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 今御答弁いただきましたけれども、この水で地下水だけによって、この上色見地域全部を賄うことができないということでもありますならば、私も素人考えで申し上げさせていただきますけれども、この水源地の水を大村、中原だけにこの水を使うようにいたしまして、前原独自の水源地をもう一つ別に、ポンプと地下水等を汲み上げて送るように仕組みを取られるほかは、私はないと思いますけれども、そういったところの補助事業等はないと思いますが、そこらへん何か課長さんの良いお考えがございましたならば、お考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） 今、議員さんがおっしゃられたとおり、簡易水道の補助金というものは、今、新規に整備する事業については補助の対象とはされておられません。ただ、各地域を統合して管理する等の一定の条件が科せられておりますので、水源地を設けるにあたっては、まず賄える水量があるかを調査をしたいと思います。次に、整備費等がどの程度になるかを算出し、さらに現在の補助制度に適合するように条件等を理由付け等をする必要があると思われまます。以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 今、課長さんのほうからいろいろお話をお伺いいたしました。この件につきましては、今、課長さんがお話をされたとおりでございますが、町長さんのこのことにつきまして、私が今質問しております内容の範囲で、何か町長さんの良い案がございましたならば、町長さんの御見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 8番 本田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

たいへん気合いが入った御質問、ありがとうございます。非常に議員が以前から地域住民の要望をたいへん現状をお伝えをさせていただいておりますし、熊本地震の

後にお金がかかる問題はということは、ほかの後でもできることでありまして、今すぐやらなければいけないことであつたり、住民の生活の基本インフラに関しては、当然、地震の後だろうが、前だろうが、後だろうが、やらなければいけないことはやらせていただきますので、そこは御訂正のほどをお願いしたいというふうに思います。その上で、大村の水源地の問題でございますが、かなり以前から口頭、若しくは議員さんを通じて、いろんな御要望であつたり、問題提起があつたというふうにお聞きをいたしております。その上で先ほど沼田課長のほうが分かりやすく御説明をさせていただきました。もう一番御承知だと思います。その中で前原だけに、要は簡単に言いますとボーリングを掘ると、要は分割するという意見だと思いますし、当然それが一番抜本的な、根本的な解決方法に最も近いのであるという認識は持っております。

しかしながら、この補助事業自体が簡易水道施設整備国庫補助金といいまして、4分の1ぐらい、25%から40%ぐらいしか補助がございません。しかしながら、これが地域の統合等、これを非常に厳しく科されております。簡単に申し上げますと、高森町、色見、もうすべてが一体にならないと駄目だというような要綱が定められております。ですから、それを一つずつ解決をしていけるとするならば、当然、その抜本的な対策には取り組むべきだというふうに考えております。

また、これは以前から総務課としてもどうにかならないかということも考えておりまして、やはり事務方レベルも含めまして、例えば私が、事務方は発言はしていないんですけど、私の個人的な感覚とすれば、逆に言いますと、旧色見保育園のところにJAの施設があります。あれか、若しくはガラスハウスの水ですね。要は小倉原側からというやり方もできるのではないかなと、ただその施設の浄土であつたり、いろんな問題がございますので、具体化はいたしてはおりませんが、最終的には住民の皆さまからの要望であるこの抜本的な解決を目指していきたいというふうに思っております。当然、やるべきだというふうに認識をいたしております。以上です。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君。

○8番（本田生一君） 先ほど町長さんのほうから、私が予算面についてどうのこうのとお話をしましたが、そのことにつきましては訂正をさせていただきます。

今回、熊本地震を振り返りまして、2点ほど、太陽光の設置、また動力発電機の準備等につきまして質問を最初させていただきました。電気等につきましては、太陽光だけでなく、ほかのいろんな方法があるというふうなことでございます。動力

発電機につきましては、いろいろ今後考えていかななくてはならないところがあるかと思いますが。

私が最後に質問をさせていただきました、この上色見の水道の問題につきましては、やはり水道におきましては、毎日使う水でございます。皆さん方も聞かれた方もおられるかと思いますが、洗濯機にごみが溜まるとか、風呂場の中に濁った水が出るとか、そういう状況を飲料水として、私は扱うのはもう本当にこれは危険であると、私は思います。今、建設課長さん、担当課長さんも、今、町長さんからまた幅広い、今後の前向きないろんな御意見等を述べていただきまして、前向きに考えていただくように、そしてこの問題につきましては、今、町長さんのおっしゃいましたけれども、ただ、今私が言っておりますけれども、この問題は今始まった問題ではございません。これはもう10年も十何年も前からこの問題は皆さん方がいろいろ苦情等言われておったはずであります。人間というのには、私はちょっと述べさせていただきますけれども、濁った水が出るからといって役場に言ってきます。そして、対応していただきました。そして、また濁った水が出るからと、そういう繰り返しを地域の方がなされておったときに、言うたっちゃしてやらんと、なら言うたっちゃつまらんと、そういうことでは私はないと思います。こういう大事な水道に関しましては、今、町長さんのほうから前向きな言葉をお聞きしましたので、私、安心をしておりますけど、今後どうぞ良い策がございましたときには、前向きに御検討いただきますよう心からお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。終わります。

○議長（田上更生君） 8番 本田生一君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 1時55分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午後1時45分

再開 午後1時55分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 皆さん、こんにちは。3番 後藤です。

本日、一般質問の最後ということで、もうしばらくの間よろしくお願ひしたいと

思います。

まずはじめに、本年4月14日夜及び16日未明に、立て続けに2度の震度7を観測した平成28年熊本地震により、尊い人命と大切な家屋等を失い、避難所や仮設住宅暮らしを強いられておられます皆さま、そして実りの時期を迎え、収穫を楽しみにされていた皆さまに対し、心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。

また、地震発生後、町長指揮の下、昼夜を問わず災害対応にあたられました町役場職員、消防団員の皆さまには、心からお礼申し上げます。

さて、今回の一般質問は、熊本地震後の本町の福祉行政状況はとして、養護老人ホーム湯の里荘と介護保険事業について質問いたします。本日、地震発生後5カ月を迎えることとなりますが、今なお余震は継続中であり、震度の大きい余震を受ける度、4月に経験したことが再び繰り返されるのではとの思いでおられる町民も多いことと思います。加えて、この時期は台風が多く発生する時期でもあり、余震に加え台風への対応も必要であります。特に台風10号による暴風雨の影響で、堤防の決壊や浸水被害が相次いだ岩手県では、河川が氾濫し、高齢者グループホーム入居者の尊い命を奪ったとの報道には大きなショックを受けました。

考えてみますと、これら災害が起こる度、病院や介護施設、老人ホーム等の施設の被害が多いように感じます。南阿蘇地域でも地震の影響やその後の豪雨により、幾多の土砂崩れが発生し、立野病院や養護老人ホーム湯の里荘等の休園が続いている状況であります。

そこで、初めの質問は、養護老人ホーム湯の里荘についてお尋ねいたします。この養護老人ホームとはどのような施設であるのか、入所定員は何名で、本町の施設入所者は何名なのかについてお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 3番議員の質問にお答えします。

養護老人ホームですが、正式名称は阿蘇広域行政事務組合養護老人ホーム湯の里荘といいます。養護老人ホームの目的ですが、老人福祉法の目的及び基本理念に基づき、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な人を入所させて養護するとともに、その人が自立した日常生活を営み、社会活動に参加するために必要な指導及び訓練、その他の援助を行うことを目的としております。入居条件は、基本的には病気がなく、介護を必要としない自立した65歳以上の高齢者で、生活保護を受けている、または低所得者などの原因によって、自宅で生活できないほどの経済的理由をもつ方となっています。入所判定に際しまして

は、阿蘇圏域老人ホーム合同入所判定委員会が設置され、必要に応じて開催されております。なお、委員は市町村老人福祉主管課長、阿蘇保健所長、県福祉事務所福祉課長、医師、老人ホーム施設長となっています。

湯の里荘につきましては、昭和47年4月、阿蘇南部広域事務組合が設立、翌年、昭和48年に養護老人ホームとして50床で建設、その後、昭和63年4月に一部事務組合8施設が統合するとともに、阿蘇広域行政事務組合が設立されました。翌年、老朽化に伴い、移転改築工事に着手、翌平成7年9月に竣工いたしました。その後、空調や施設周辺整備、平成23年10月にはスプリンクラー工事等を行い、現在にいたっているものでございます。現在の入所定員は50名で、本町の入所者数は15名であります。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 自席から失礼させていただきます。

本町からの入所者は、現在15名ということでございます。先ほども申しましたが、現在、休園状態であるとのことではありますが、地震による施設の被害状況及び入所者の対応は現在どのように取られているのかお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 自席から答弁させていただきます。

施設の被害状況につきましては、入所者、職員とともに、人的被害は発生しておりません。物的状況ですが、建物自体の外観的損傷は見られませんが、防火用水タンクの損傷、慰霊塔、未使用の旧倉庫ですけれども、その分の破損、敷地南西角地アスファルトのヒビ割れ等があります。一番の課題が、施設後ろにあります夜峰山一帯に多数の崩落が発生しており、頂上部には大きな亀裂があるということでもあります。地震発生後、16日には陽ノ丘荘デイサービス施設、20日には長陽保健センターへの移動と、2回にわたり緊急避難を行いました。翌21日、施設周辺地域では夜峰山の崩落の危険性が大きく、避難勧告が継続され、大雨時には避難指示が出される状況であり、早期の施設への復帰が困難であることから、熊本県等とも協議し、県下各施設への緊急避難が決定いたしました。22日に、県下各施設へ照会を行い、24日から各施設への移動を開始し、28日までには入院、一部帰宅者を除く計40名について、県内施設への避難を完了したところであります。本町の方々の避難先ですが、山鹿・菊池郡市に7名、玉名郡市に4名、天草市に3名、熊本市に1名と、15名の方々が9施設に入所されています。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ただ今の回答では、湯の里荘自体の外見上の損傷は見られないとのことでありますし、入所者についても安全な施設への入所を行っているということでありました。しかし、この施設に入所されておられます入所者にとりましては、この湯の里荘自体が、私たちでいう自宅、もうそこが住まいだと、私は考えます。そういった意味で、一日も早い湯の里荘への帰還を望んでおられるものとも思っています。

さて、この問題につきましては、9月4日の熊日新聞にも大きく掲載されておりますが、記事の内容は「現在の場所での再開の目処は立っていない。」とありました。新たな土砂災害の恐れがあることから、南阿蘇村の村有地や民有地など5カ所を候補地として、移転新築する方針を決めたと報じられています。新聞を読みまして、だいたいの内容は分かりました。では、現在の施設は今後どうなるのか、移転新築の時期はいつ頃なのか、たくさんの方が問題が挙げられます。そこで、施設の再建計画をどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 当初は、統廃合になって利用されなくなった小中学校の利用や、プレハブを整備した仮設の施設を利用した再開の検討も行われました。また、梅雨期が終わり、現在地での再開も検討されましたが、大雨時には避難勧告、避難指示が度々出される状況であり、断念いたしました。先日、関係町村による町村長及び総務課長会議が行われ、新たに新築移転による施設整備を行い、早期に運営再開するということが決定されたと聞いておりますが、具体的な場所、着工時期までの協議はなかったと聞いております。また、現在の施設の利用方法も現在のところは決定しておらず、今後の協議になると思われま。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 非常に難しい問題がたくさんあるというふうに答弁いただきました。

この養護老人ホーム入所につきましては、市町村が措置入所を行い、費用を負担している状況から、この件の総括として、記事にない町長の考えをお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 3番 後藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まずは、高森町の町民の方が湯の里荘にいらっしゃるお年寄りの方が、たいへん地震において不憫な思い、また家族の方に度重なるこのきつい環境が現在も続いて

いることに関しまして、本当に私自身も悔しい思いがございますし、どうか一刻も早く御家族、入所されている方の思いを実現化したいというふうに考えております。その思いというのは、やはり生まれ育ったこの南郷谷に、やはり早く帰ってきたいと言われる方がすべてではないかというふうに考えておる次第でございます。

そういう中で、今、阿南課長のほうが御説明をしたところでございます。当然、議会のほうからも、広域の議員さんが出られておりますので、広域の議会でも議論を続けていかなければいけませんし、報告、議論の繰り返しになるのではないかなというふうに考えております。まずは、当然、一番早かったのは仮設住宅を、仮設の施設を造ることだったわけでございますが、これに関しましては、なぜそういうお話が出てきたかと申しますと、東日本震災時のときには同様の仮設施設整備による一時運営再開について、災害復旧事業補助として査定額の6分の5は補助がされたという実績がございました。しかしながら、当然その要望を強く私たちも職員も行ってまいりましたが、現時点では東日本災害のような特別な法律もできておりません。また、文書も来ておりません。すなわち、補償対象、補助対象になるか分からない、また補助率も未定であるという状況でございました。そして、私自身も確認をいたしたわけでございますが、8月末の国の今度、国会が臨時国会が開かれると思いますが、第2次補正の中にもその分は組み込まれてなかったということで、これは現視点ではなかなかお金の面も考えまして、当然厳しい。しかし、お金だけではなく、どういうふうに考えればいいのかということで、お金と同時に安全性を考えた場合、やはり今の場所では厳しいと。当然、もう夜峰は見ていただければ分かりますが、これから相当な砂防工事をやっていかなければならないと。そういう中で、地域のニーズに対応した安全で安心な施設運営を行うためには、やはり移転して新設をする、このことを明確に施設運営の計画を出したほうがいいということで決めさせていただきました。それから先、例えば場所であったり、内容であったりすることは、まだ決定をいたしておりませんし、当然、広域議会ともお話をしていかなければいけないかなというふうに考えております。議員がおっしゃるように、本当御家族の方、入所者の方には、不憫な思いをさせておりますし、当然、一つ考えられるのは受け入れていただいた施設の方も、施設側から見ても、やはり地元の阿蘇は一体どうするんだと、このままずっと仮で預かってくのかというような思いもあられたと思っておりますので、そちらへの答えも私たちも返さないといけないということで、そういうふうに行わせていただくというふうなことを決めさせていただきました。当然、場所であったり、財源であったり、特に財源に関してはなかなか

私は個人的に調べる中では、非常に厳しい、その何か補助的なものというのがなかなかダウンと浮かび上がってきていないというのが現状でございますので、進んでいないようには見えると思いますが、広域の職員であったり、当町の職員であったり、担当はしっかり話を進めていきながら、首長のその管理者の中で、また議会と話を進めながら決めていきたい。そして、何よりも早く入所者の方にお伝えしたいし、当然、働かされている方の環境も考えながら、これから高森町議会にもお願いをしていかなければいけないところが出てくるのは重々承知いたしておりますので、どうか御協力・御理解のほどを、逆によろしくお願いいたしたいというふうに思います。以上です。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） どうもありがとうございました。

非常に補助率等も今回の場合はないと、早急に移転して新築等も考えたいけれども、その費用を見出す策を今のところ模索しているということでございます。この問題と併せて、現在、県内の施設に入所をお願いしておられるということになりますと、そちらのほうに措置費を支払うということになろうかと思えますし、そうなりますと、現在の湯の里荘の職員の待遇の問題、当然、措置費の中に入っていると思えます。ほかの施設にお預けになりますと、そちらのほうにいつてしまって、現在の職員の費用というのは出てこない。そのような問題も今後出てくると思いますので、これにつきましては、今後、関係町村と協議を重ねられると思いますが、一日も早く入所者の皆さまが安心して暮らせる、そういう施設を造っていただきたいと、要望しておきたいと思えます。

次の質問、介護保険事業に移りたいと思えます。経験したことのない地震の影響で、多くの町民が長期の車中泊や避難所暮らしを体験し、家屋等に被災を受けられました方は、住み慣れた我が家を出て、今では仮設住宅暮らしをしなくてはならないこととなっております。このような状況では、これまで健康であった方も度重なる苦悩等から身体への負担が懸念される場所でもあります。そこで、この熊本地震による本町の介護保険事業への影響はどうであったのかお伺いしたいと思えます。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 3番、後藤議員の質問にお答えします。

町内の介護施設において、入所者、職員とともに、人的被害が発生したとは聞いておりません。また、物的被害につきましても、瓦の損傷等の被害は聞いておりますが、施設自体に大規模な被害が発生したとは報告がっておりません。地震当初、

一番困ったのが、停電と断水であります。しかしながら、施設職員の方々の迅速な対応により、1件の事故発生もなく、この事態を乗り切ることができましたことに対し、関係者の方々に感謝申し上げます。

介護保険事業についてですが、まず食の自立支援事業、つまり弁当の配達等がありますが、当時のあの厳しい状況の中で、しかも停電、断水という状況の中、弁当を作ることはできませんでした。しかし、一人暮らしの方々の安否確認になればとのことで、おにぎりや漬け物程度でよければということで、無償で提供していただきました。また、各介護施設とも安否確認を第一に、最悪の状況下において、献身的に行動していただき、大きな事件も発生せずに済んだことに対しましても、関係者の方々に感謝申し上げます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 本町におきましては、影響はなかったとの答弁でございました。また、一番困ったことは、停電と断水とのことで、この地震が冬場の寒い時期でなかったことが何よりも幸いであったと、私は考えます。当然、福祉関係機関としては、日頃から大きな災害を想定し、訓練や対応につき協議されていたこと、また施設職員の方々の迅速な対応、各介護施設の方々の献身的な行動で、大きな問題も発生せずに済んだことは大きな成果だと思っております。私からも関係者の方々に對し、感謝申し上げます。

さて、9月1日の熊本新聞掲載の「介護利用600万人突破」との記事を見ました。併せて、介護保険事業がスタートした時期からして230万人、率にして1.6倍の伸びであるとの報告であります。そこで、本町の介護利用状況は現在どうなっているのかお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 3番議員がおっしゃいましたように、全国で介護サービスを利用するのに必要な要介護・要支援者認定を受けられた人が、平成26年度に初めて600万人を超え、前年25年度より約22万人多い606万人になり、介護保険制度が始まった平成12年度の約2.4倍となったということが厚生労働省より発表されました。本町の介護保険の利用状況は、今回の介護保険特別会計決算補足資料に詳細にわたり報告しているところでございます。その中でも記載してありますが、介護保険要介護・要支援認定者数ですが、平成27年におきましては第1号被保険者、つまり65歳以上の認定者数ですが、要支援1から要介護5まで507人であり、9月1日の65歳以上の方々が2,527人いらっしゃいますの

で、高齢者の方々の約20%の方が認定を受けておられることとなります。ちなみに、高齢化率は37.7%となっております。平成25年度が501名、平成26年度が528名と、約500名程度の推移となっております。しかし、今後は団塊の世代が第1号被保険者に該当するようになりますので、徐々に増加していくものと思われます。平成27年4月の介護保険法の改正により、要支援者等への介護予防サービスが市町村の地域支援事業に移行されましたので、今後取り組みをする必要があると思われます。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） 詳しく答弁いただき、ありがとうございました。

私も今回提出されました平成27年度介護保険特別会計決算補足資料を見させていただきましたが、ここ数年、介護保険要介護認定者数、それから居宅介護サービス受給者数、地域密着型サービス受給者数、施設介護サービス受給者数とも横ばいの状況で推移していることを確認いたしました。当然のことながら、サービス利用者数により介護保険料の額が決められ、本町の第6期介護保険料は月額5,400円となっております。

最後の質問となりますが、この5,400円は本町の介護利用状況に応じた介護保険料となっているのか、近隣町村の状況と併せお答えください。

○議長（田上更生君） 健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 3番 後藤議員の質問にお答えします。

現在、第6期、平成27年から29年になりますけれども、の介護保険の月額の基本額、第5段階は5,400円となっております。これを基準として、所得に応じ第1段階の1,620円から第9段階の9,180円まで、9段階の介護保険料となります。ちなみに、県下で一番高いところの基本額は、玉東町の6,560円、県下で一番安いところは、嘉島町の4,700円となっております。また、熊本県の平均は5,684円であり、本町の介護保険料は県平均より280円安くなっています。阿蘇郡内の状況ですが、阿蘇市が5,200円、小国町が同じく5,200円、南小国町が5,500円、産山村が6,000円、南阿蘇村が5,800円、西原村が本町と同じ5,400円となっております。本町の平成24年から平成26年度までの第5期の介護保険料は4,400円であり、今期の改正のときに1,000円、率にして22.7%アップしております。

また、来年29年度中には、平成30年から32年までの第7期の介護保険事業計画を策定する必要があります。介護保険料の算定につきましては、事業計画の中

に記載する必要があり、過去の実績から平成30年から32年までの介護保険事業の費用の見込みを推計し、所得段階別被保険者数で割り算定し、月額保険料、つまり第5段階の標準額を算定するものであります。そこで、一番のポイントになるのがその介護事業の費用の見込みの推計であります。第4期から第5期の際には、3,900円から12.8%、500円アップの4,400円、第5期から現在第6期には22.7%、1,000円アップの5,400円となりました。今後は、新たな第7次の医療計画も平成30年度からスタートしますし、平成30年度には診療報酬と介護報酬の同時改定も控えていることから、次期第7期の保険料改正はさらに厳しいものが予想されます。いずれにしましても、県の指導を受けながら、周辺市町村の動向を見つつ、関係者と協議を行い決定する必要があると思われま

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） ありがとうございます。

介護保険料については、県平均、近隣町村の状況及び本町の介護利用状況に応じた保険料であるということで安心しておりますが、新聞報道では2025年度には現在の5,400円の保険料が8,000円ぐらい、さらには8,000円を超えるのではないかという見通しも立てられております。介護保険事業は今課長のほうから言われましたように、3年ごとに見直すこととなっておりますが、その時期が来年度、計画の時期というふうになっております。保険料は安いほうがいいわけですが、安いばかりでは介護保険事業もできません。やはり住民のニーズに合ったサービスが受けられるような、適正な保険料を算出していただくということも必要になるかと思えます。本町の高齢化率の上昇に伴い、要介護状態となられる方もますます増加すると見込まれます。このことは介護保険料の上昇にもつながることだと思えます。私としては、今健康なうちに軽いスポーツ等の推進、あるいは介護予防事業のさらなる充実に努めていただき、そういった状態に陥らない、そういう施策をどしどし作っていただくように、この場で要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 3番 後藤三治君の質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後 2 時 3 0 分

9月16日（金）

（第3日）

平成28年第3回高森町議会定例会（第3号）

平成28年9月16日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第2 特別委員長報告について

日程第3 議員派遣の件について

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
10 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（20名）

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
代表監査委員	有 働 和 幸 君	総 務 課 長	佐 藤 武 文 君
生活環境課長	松 本 満 夫 君	政策推進課長	馬 原 恵 介 君
住民福祉課長	安 藤 吉 孝 君	健康推進課長	阿 南 一 也 君
税 務 課 長	佐 伯 実 君	農林政策課長	後 藤 健 一 君
建 設 課 長	沼 田 勝 之 君	会 計 課 長	河 崎 みゆき 君
たからポイントチャネル事務局長	東 幸 祐 君	教育委員会事務局長	阿 部 恭 二 君
監査委員事務局長	安 方 含 君	生活環境課審議員	田 上 浩 尚 君
農林政策課審議員	古 澤 要 介 君	教育委員会審議員	堺 昭 博 君
総務課課長補佐	岩 下 徹 君	総務課総務係長	岩 下 雅 広 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 佐藤 幸一 君 議会事務局庶務係長 山田 耕生 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

なお、政策推進課審議員 橋本俊太郎君から欠席届がっておりますので報告いたしておきます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第1、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

認定第1号 平成27年度高森町各会計歳入歳出決算の認定について

○議長（田上更生君） 認定第1号、平成27年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） おはようございます。5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました、認定第1号、平成27年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月9日に委員会を開催し、会計課より河崎課長、監査委員事務局より安方局長、税務課より佐伯課長、荒牧課長補佐及び各係長、生活環境課より松本課長、田上審議員及び各係長、TPC（高森POINTチャンネル）事務局より東局長及び係長、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐及び各係長、政策推進課より馬原課長、橋本審議員及び各係長、議会事務局より佐藤局長及び係長に出席を求め、説明を受けました。

歳入につきましては、特に税や料の収納状況、歳出につきましては、不用額の主なものについて、さらに総務課におきましては、決算の補足資料に基づき、財政状況について詳しく説明を受けまして、審議しました結果、全委員異議なく認定することに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました認定第1号、平成27年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月12日に委員会を開催し、教育委員会より佐藤教育長、阿部局長、後藤次局長、堺審議員及び各係長、住民福祉課より安藤課長、高崎課長補佐及び各係長、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） おはようございます。3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました認定第1号、平成27年度高森町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、9月13日に委員会を開催し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び各係長、農林政策課より古澤審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく認定することに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については、各委員長の報告のとおり認定したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、平成27年度高森町各会計歳入歳出決算の認定については、各委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

-----○-----

議案第53号 平成28年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第53号、平成28年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託されました、議案第53号、平成28年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月9日に委員会を開催し、税務課より佐伯課長、荒牧課長補佐及び各係長、生活環境課より松本課長、田上審議員及び各係長、TPC（高森POINTチャンネル）事務局より東局長及び係長、総務課より佐藤課長、岩下課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第53号、平成28年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月12日に委員会を開催し、教育委員会より佐藤教育長、阿部局長、後藤次局長、堺審議員及び各係長、住民福祉課より安藤課長、高崎課長補佐及び各係長、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第53号、平成28年度高森町一般会計補正予算につきましては、9月13日に委員会を開催し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び各係長、農林政策課より古澤審議員及び各係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 各委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本件については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、平成28年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第54号 平成28年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第54号、平成28年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第54号、平成28年度高森町国民健康保険特別会計補正予算につきましては、9月12日に委員会を開催し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号、平成28年

度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 5 5 号 平成 2 8 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第 5 5 号、平成 2 8 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6 番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第 5 5 号、平成 2 8 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、9 月 1 2 日に委員会を開催し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 5 5 号、平成 2 8 年度高森町後期高齢者医療特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第 5 6 号 平成 2 8 年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第 5 6 号、平成 2 8 年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託されました議案第56号、平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算につきましては、9月12日に委員会を開催し、健康推進課より阿南課長、丸山課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号、平成28年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第57号 平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第57号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第57号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、9月13日に委員会を開催し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号、平成28年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第58号 平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第58号、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託されました議案第58号、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算につきましては、9月13日に委員会を開催し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号、平成28年度高森町農業用水供給事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第2 特別委員長報告について

- 議長（田上更生君） 日程第2、特別委員長報告についてを議題とします。

特別委員長の報告を求めます。

地方創生特別委員長 森田勝君。

- 地方創生特別委員長（森田 勝君） おはようございます。7番 森田です。

地方創生特別委員会より報告いたします。

地方創生特別委員会6名の委員さん全員出席の下、9月14日に開催し、政策推進課より本年度事業の現状、平成26年度補正予算事業及び評価についての説明を受け、その内容について審議を行いました。

内容につきましては、地方創生加速化交付金を活用した事業関連で、一般社団法人TAKARA MORIの事業開始から現在までの事業内容及び収支について、また平成26年度地方創生先行型交付金を活用した事業の経緯、事業の評価及び地方創生事業の今後の進め方等6事業、事業費総額6,309万8,000円について説明がありました。

議会からの意見として、会社の収支決算書の中の事務所及びお店の決算書を別々にしてもらいたいとの指摘もあり、今後検討していくということです。

事業の評価については、事業として一定の成果を上げたものがある一方、他自治体との連携は相乗効果を活かしていけない部分もあったように思われます。また、熊本地震の影響により、今後の事業を取り巻く状況には厳しいものがありますが、引き続き高森町の魅力を発信すべく事業を実施するようとの意見も出されました。

以上、地方創生特別委員会より報告いたします。

- 議長（田上更生君） 災害対策特別委員長 本田生一君。

- 災害対策特別委員長（本田生一君） おはようございます。8番 本田です。

災害対策特別委員会の報告をいたします。災害対策特別委員会を9月14日に開催をし、総務課、政策推進課、住民福祉課、農林政策課より現状等の報告について

説明を受け、その内容や今後の対応について審議を行いました。

内容につきましては、総務課、阿蘇広域事務組合の未来館RDFの修復についての報告を受けました。政策推進課、高森町復旧復興プランの骨子案についての説明を受け、今後、執行部と協議をしながら、地震による被害からの単なる復旧にとどまらず、さらなる町の発展を目指して町民がより安全で、より安心を実感できる災害に強いまちづくりを実現できるよう、委員から要望がなされました。住民生活課、4月14日の地震から3カ月以内に死亡された13件の関連死の疑いのある案件について、医師1名、弁護士2名を構成した公平な審査会を設置し、10月中に審査を行うとの報告がありました。農林政策課、阿蘇火山降灰対策事業と平成28年熊本地震に係る事業についての説明があり、概ね事業の進捗が行われていることを確認しました。また、熊本地震に関する県・国への要望、陳情等について、町長の対応等を踏まえ、協力をして行うことで全員了承いたしました。

以上、災害対策特別委員会の報告とさせていただきます。終わります。

○議長（田上更生君） 議会広報特別委員長 興柁壽一君。

○議会広報特別委員長（興柁壽一君） おはようございます。4番 興柁です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。議会広報特別委員会は、9月15日に開催し、9月議会広報「絆」64号発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。

内容につきましては、平成27年度各会計決算審査、9月定例会初日の質疑、平成28年度一般会計補正予算、一般質問を中心として取り上げ、住民の皆さまに分かりやすくお知らせする予定です。今回は、11月1日発送を目標としておりますので、議員各位の御協力と御理解をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第3 議員派遣の件について

○議長（田上更生君） 日程第3、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思っております。併せて、詳細並びに一部変更があった場合については、議長に一任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については、

お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

一言御挨拶申し上げます。

9月の定例会、8日から16日、本日までお疲れさまでございました。今回の議会を通して、地震後、高森町の地震に対する大きな被害というのはそう見受けられなかったというふうに、再度確認をいたしましたけれども、ただ財政的な面、やはり他地区への、被災を受けた地域への予算の確保というようなことで、非常に高森町にとりましては、財政的にも、またその復旧についても、道路の復旧であったり、南阿蘇鉄道であったり、長期間、期間を要するというようなことで、非常に厳しい環境がこれからも長期間続くというふうに考えられます。議員の皆さん方、それから執行部の皆さん方も、今回の議会を通して、その再確認もまたできたというふうに思います。町民の安心・安全、そして少しでも安全に暮らしていただける環境をつくるために、町長、それから執行部、それから役場職員、議会、連携しながら、これからの復興に向けて取り組まなければならないというふうに感じたところでございます。町長をはじめ、執行部職員の皆さん、そして議員の皆さん方には、今までより以上の御協力と御指導、それから連携をお願いをしたいというふうに思います。

たいへん今日までの9日間、お疲れさまでございました。今後ともよろしく願いしたいと思います。

-----○-----

○議長（田上更生君） 会議を閉じます。

平成28年第3回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成28年第3回定例会

平成28年9月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生
編集人 高森町議会事務局長 佐藤幸一
作成 株式会社アクセス
電話 (096) 372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168
電話 (0967) 62-1111